

備中の幕府直轄地(幕領)から考える 「日本の近代」

－自主的な郡中運営から生まれた倉敷の「進取の気風」－

221015
国立歴史民俗博物館 久留島浩

はじめに

1) 言い訳少々

かつて（40年前）に少しだけ備中・美作の幕領について研究したことがあるが、その後はほとんど新しいことは何もやっていない。

⇒ 当時は備中や美作の幕領についての基礎的な研究がなかった。
その後、幕領の含まれている自治体史編さんが進んだ（岡山県史、新修倉敷市史、鏡野町史、芳井町史など。芳井町史では幕領とよく似た陣屋支配が行われた御三卿領（一橋家領）の調査・研究の成果も反映されている）。
倉敷代官所管下幕府領については山本太郎さんのきわめて精緻な研究成果が生まれており（『近世幕府領支配と地域社会構造－備中国倉敷代官所管下幕府領の研究－』清文堂、2010年）、その研究はさらに進化している。

⇒ 本日の話は、山本さんの一連の研究および『新修倉敷市史』に依拠している。

2) 2つの史料を手がかりに

【史料1 天明9年正月「御代官江申渡」(『御触書天保集成』4644号文書)

※勘定奉行から代官へ命じたもの ⇒寛政改革の一環！

傍線部aから

- ①幕領のなかには、10～20ヵ村ごとに「惣代」と称される者が存在し、布令の伝達、下情上申など代官所と各村の仲介機能を果たしているところがある
- ②この「惣代」は、幕府（代官）にとっては「弁利」と認識されている

しかし、一方で問題もある 傍線部bから

- ③民間の腰押をして、村方からの不熟石代願などの嘆願闘争を組織する＝幕府代官の支配に対する抵抗、反対
- ④村方からの願いのうち、自分たちの意に沿わないものは取り次がない（＝恣意的な運営をする）など、長年にわたって惣代を勤めることの弊害もある

⇒18世紀末に、幕領に広く存在して「弁利」でもないと幕府が認識している「惣代」とはどのようなものか？

四六四四 天明九酉年正月

御代官え申渡

^a 諸國御料所村々之内、所ニより拾ヶ村又は貳拾ヶ村惣代と申者を差置、村々より申立候儀は、何事ニよらず、右惣代を以申出、御代官所、御預り所より申渡候儀も、右惣代より村々え申達、都て辨利之由ニは候得共、此輩之内ニは、民間之致腰押、或は不熟石代願方等も取拵、又は村々より相願候筋も、其意ニ不應儀は差押、不申立、是等之事ニ付ては品々之姦計有之由粗相聞、甚以不可然事ニ候、畢竟年久敷惣代相勤、事馴候ヨリ、右體不宜事共も有之哉ニ候間、以來は誰を惣代ニいたし度との儀、其村々惣連印を以願之上惣代申付、壹貳ヶ年を限り引替候積被取計、尤右名前其度々御勘定所え可被相届候、
右は今般御沙汰も有之事ニ付、申渡候條、得其意、入念可被取計候、

酉正月

傍線部Cから

「弁利」だが「宜しからざる事」もある「惣代」をどうすれば良いのか？

勘定奉行から代官への指示は？

- ①誰を「惣代」にしたいのかについて、「**村々の惣連印**」のある書面で願い出れば、「惣代」に任命する
- ②一、二年と**任期を限って交替**させる積もりにする
- ③交替の度に、惣代の名前は勘定奉行所へ届ける⇒③だけは、遵守されたかどうか怪しい！

【史料2 田中家文書（倉敷代官桜井久之助手附田中家諸留（田中東蔵関係文書）

東京大学史料編纂所蔵 『岡山県史』（26巻 諸藩文書）に収録】

⇒ここから出てくる薪・燈油・炭や味噌・梅干・大根漬や糠・大豆とは一体何だろうか？ 何のために使われたのか？

「子冬御進発」とは？

⇒元治元年（1864年子年）7月23日 禁門（蛤御門）の変を起こし、朝敵とされた長州藩への「追討令」が出され、11月18日に予定された総攻撃を目指して、「第一次長州戦争」の準備が始まる。

- ・この史料は、窪屋郡の幕領村々から「御買い上げ」になり、広島や松山・高松へ運送した諸物資の代金を確かに受け取ったという受（請）取証文。
- ・「当御代官所 備中国窪屋郡村々惣代」が倉敷代官所にあてて出している

⇒この「備中国窪屋郡村々惣代」とはどのような人びとが？

⇒どうやら、備中の幕領にも「惣代」と称される人びとがいるらしい

(表紙題箋)

田中家文書 四

倉敷代官所関係記録 四

(中扉題箋)

田中家文書 五十冊之内 四

(付紙)
※本文之外

大竹左馬太郎様御取扱口

一金拾七兩三分永式百拾六文六分 味噌・梅干・御買上代
大根漬・大豆

此銀壹貫五百八拾壹匁六厘

是者、大竹左馬太郎様御取扱ニ而、予州松山・讃州

高松江御運送相成候諸品代、別口御渡ニ付別紙受取

証文壹通奉差上候分

子冬

御進発ニ付芸州広島江御運送

御買上諸品代金受取証文

窪屋郡

一金八拾壹兩貳分永式百拾五文九分 窪屋郡
御買上諸品代

此銀七貫百九拾壹匁

但金壹兩ニ付
但銀八拾八匁替

此訳

白米八石八斗

此代銀貳貫百拾貳匁

但白米壹石ニ付
但銀貳百四拾目替

糠壹石三斗

此代銀六拾五匁

但糠壹石ニ付
但銀五拾目替

梅干貳万九千粒

此代銀六百六拾七匁

但梅干壹粒ニ付
但銀壹厘三毛替

大根漬六千本

此代銀八百貳拾八匁

但大根漬壹本ニ付
但銀壹分三厘八毛替

味噌八拾貫目

此代銀五百八拾目八厘

但味噌壹貫目ニ付
但銀七匁貳分五厘壹毛替

薪千五百五拾把

此代銀貳貫貳百三拾八匁貳分

薪壹把ニ付
但銀壹匁四分四厘四
毛替

灯油貳升

此代銀貳百九拾貳匁貳分式厘

油壹升ニ付
但銀拾四匁六分六毛
替

炭貳百貫目

此代銀四百八匁六分

炭壹貫目ニ付
但銀貳匁四厘三毛替

右者、子冬御進発ニ付、芸州広島江阿賀崎新田々御積廻し
相成候、右御買上諸品代御渡方奉願上候処書面之通代金御
操替御渡相成奉請取候、尤御伺済之上、員数相狂御渡過相
成候分も出来候ハ、御沙汰次第早速返納可仕候、仍金子
御請取証文如件

慶応二寅年八月「十八日」

当御代官所

備中国窪屋郡村々物代

倉敷村庄屋助勤

仁左衛門 印

浜村庄屋

富太郎 印

(朱書)
「大竹」

子冬

御進発ニ付予州松山・讃州高松江御運送

諸品御買上代請取証文

窪屋郡

一金拾七兩三分永弍百拾六文六分
窪屋郡御買上諸品代

此銀壹貫五百八拾壹匁六厘
但金壹兩ニ付銀八拾八匁替

此記

味噌四拾壹貫四百目

此代銀三百五拾壹匁九分
但味噌壹貫目ニ付銀八匁五分替

梅干壹万弍千四百弍拾粒
但梅干壹粒ニ付銀弍厘三毛替

此代銀弍百八拾五匁六分六厘

大根漬拾五樽

此代銀八百弍拾弍匁
但大根漬壹樽ニ付銀五拾四匁八分替

大豆四斗五升

此代銀百弍拾壹匁五分
但大豆壹石ニ付銀弍百七拾目替

右者、子冬御進発ニ付、先御支配大竹左馬太郎様ニ而予州松山・讃州高松江阿賀崎新田御積廻し相成候、右御買上諸品代御下ケ渡奉願上候処書面之通代銀御操替御渡相成奉請取候、尤御伺済之上員数相狂御渡過相成候分も出来候ハ、御沙汰次第早速返納可仕候、仍金子御請取証文如件

当御代官所

備中国窪屋郡村々惣代

慶応二寅年八月十八日
倉敷村庄屋助勤

仁左衛門 印

浜村庄屋

富 太 郎 印

桜井久之助様

倉敷 御役所

3) 倉敷の歴史を考えるうえで、少なくとも倉敷に代官所（陣屋）が置かれた延享3（1746）年以降の備中・美作（・讃岐）の幕領支配のありようを考えることは不可欠

商品生産・加工（繰綿）と諸商売（綿実・魚・古着など）の拠点、新田開発の拠点、金融の中心など、経済の中心地としての倉敷の位置

さらに、政治的・文化的にも中心である倉敷および、その倉敷を政治的中心としながら、備中・美作に散在する幕領の村々の地域社会運営能力について検討し、19世紀の幕領だけでなく、「非領国」と呼ばれる領域での地域社会が明治以降の地域社会に継承する政治文化についても言及したい。

幕領が含まれる「非領国地帯」の備中や美作および一国藩領である備前との関係も含めて、このような地域社会とその結節点である倉敷から「近代」の姿を垣間見ることにしたい。

1 「幕領」とはどのようなになっていたのか

1) 倉敷は「天領」の町とされていることについて

※日田、飛騨高山なども「天領」を売り物にしている

- ・江戸時代には、「御料」と言えばまず「江戸幕府の直轄地」（幕府領）

⇒史料1 では「諸国御料所村々」

- ・嘆願書などを出す際、自分の村を示すときには

幕領では「〇〇様御代官所〇〇国（〇州）〇〇郡〇〇村」

藩領では「〇〇様御領分〇〇国〇〇郡〇〇村」⇒「水戸様御領分」「松平能登守様御領分」

旗本知行所では「〇〇様御知行所〇〇国〇〇郡〇〇村」⇒「戸川播磨守様御知行所」「禁裏御料」「仙洞御料」

- ・明治新政府 「徳川領」「徳川氏ノ所領」支配を引き継ぐ

「諸国ノ中是迄天領を称シ居候徳川采地、其他賊徒ノ所領」（『岡山県史稿本上』明治元年正月27日太政官代より備前・安芸藩宛て）

⇒「真の天朝御料」「天領私領」

2) 幕領とは？ 代官所（陣屋）とは？ 代官とは？

図1 天保10年郡代・代官配置図

- ・ 全国の石高 約3000万石 幕領は約430万石 旗本知行所約300万石
- ・ 天保10年で郡代・代官は42名（江戸在府代官＝役宅勤務も含めて）
陣屋は出張陣屋を入れると60程度

⇒本陣屋と出張陣屋の場所からでも、ある程度幕領の設置状況を読み取ることができる

南は現在の宮崎県から、北は山形県まで散在

※「蝦夷地」も2度幕領になるが、基本的な松前藩領
郡代・代官の管轄地のほか、藩の「預所」が存在

「預所」の持つ意味は実は重要

天保10（1839）年 江戸幕府の郡代・代官所配置図

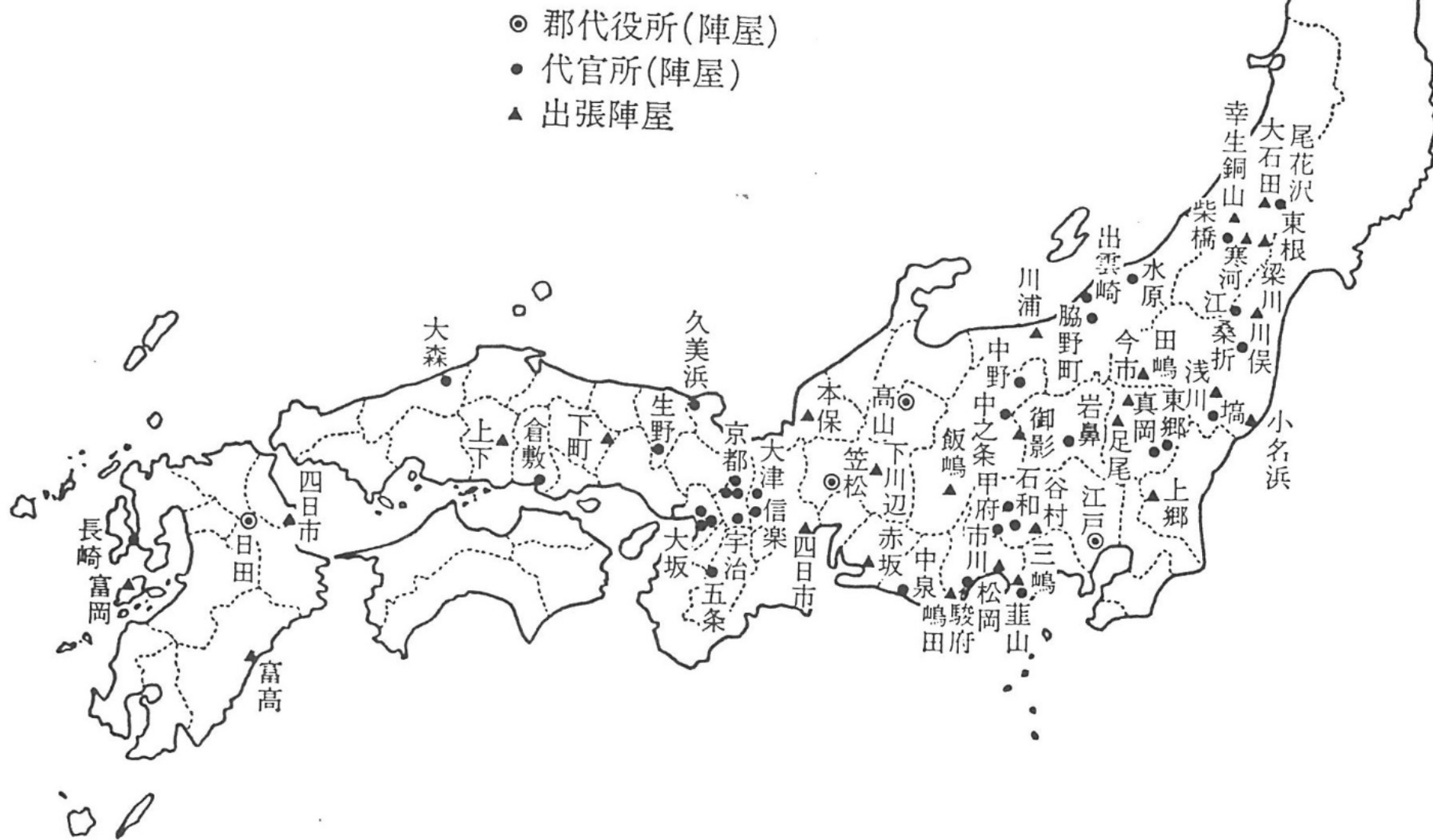


表1 同一覧表 天保10年「県令集覧」

郡代・代官でなく、なぜ「県令」なのか？

明治4（1871）年7月廃藩置県後 知県事を「県令」へ

中国の郡県制（中央集権的制度）⇔ 封建制

近世は封建制のはず⇒ここでは、中央集権的官僚の側面を強調する

⇒陣屋にどの程度の武士的存在がいるか？

10人程度 江戸の代官所を含めても2、30人

⇔同じ規模の藩領なら数百人の武士が存在

⇒陣屋支配は軍事的にはきわめて手薄

百姓一揆が起ると近隣の大名に派兵してもらわざるを得ない

万年七郎左衛門の倉敷代官（笠岡は出張陣屋）在任中、天明6（1786）年

12月、備中小田郡・後月郡幕領村々が笠岡陣屋への強訴

⇒岡山藩などへ援兵要請

表 1

天保 10 年 江戸幕府代官所別構成一覽

	代官(郡代)	知行	代官所	支配地	支配高	属僚(手付・手代)数			計	江戸城詰所	備考
						江戸詰	代官所詰	出張陣屋詰			
東 北	野村彦右衛門	100俵 5人扶持	陸奥 川俣	陸奥	万石 8.6239	7人	4人	陸奥小名浜 4 陸奥梁川 3	18人	焼火ノ間	
	島田帯刀	150俵	陸奥 桑折	陸奥	8.3783	9	10		19	焼火ノ間	
	篠田藤四郎	150俵	陸奥 塙	陸奥	5.7297	7	4	陸奥浅川 3	14	焼火ノ間	
	添田一郎次	70俵 5人扶持	出羽 柴橋	出羽	6.9957	12	5	出羽寒河江 3 幸生銅山 1	21	焼火ノ間	
	大貫次右衛門	100俵	出羽 尾花沢	出羽	7.8099	7	4	出羽東根 3 出羽大石田 1 船改所 1	15	焼火ノ間	
	計				37.5375	42	27		18	87	
関 東	伊奈半左衛門	1,000石 役料20人扶持	在 府	武蔵	10.5007	23			23	躰躰ノ間	布衣
	山田茂左衛門	200俵 役料20人扶持	在 府	武蔵、下総	11.5447	27			27	躰躰ノ間	布衣
	中村八太夫	150俵 役料300俵 30人扶持	在 府	武蔵、相模	13.4924	29		浦賀御蔵 3 城ヶ嶋御屋 1 品川貫目改所 1 千住貫目改所 1	35	躰躰ノ間	布衣
	森 覚 蔵	150俵 役料300俵	在 府	安房、下総、上総	8.7545	18		江戸 上総富津 1 上総竹ヶ岡 14	43	躰躰ノ間	布衣
	羽倉外記	230俵	在 府	下総、上野、下野 伊豆国付島々	8.5763	17		下野今市 2	19	躰躰ノ間	布衣

	代官(郡代)	知行	代官所	支配地	支配高	属僚(手付・手代)数			計	江戸城詰所	備考
						江戸詰	代官所詰	出張陣屋詰			
関 東	林 金五郎	311俵	在 府	常陸、下総	万石 8.5172	17人			17人	焼火ノ間	
	山本大膳	603石9斗 役料300俵	在 府 〔上野 岩鼻〕	武蔵、上野、下野	13.4991	27	3人	足尾銅山 1人 板橋 貫目改所 1	32	躰躰ノ間	布衣
	川崎平右衛門	150俵	在 府 〔下野 真岡〕	下総、常陸、上野 下野	9.4634	17	3	常陸上郷 1	21	躰躰ノ間	布衣
	伊奈友之助	250石	在 府 〔下野 東郷〕	下総、常陸、下野	8.8531	19	3	武蔵小菅 2 宇都宮 貫目改所 1	25	躰躰ノ間	布衣
	計				93.2014	194	9		39	242	
中 部	平岡熊太郎	200俵	越後脇野町	越後、信濃	5.3748	17	4	越後川浦 4	25	焼火ノ間	
	青山九八郎	100俵 5人扶持	越後出雲崎	越後	7.1289	10	10		20	焼火ノ間	
	平岡文次郎	40俵	越後 水原	越後、陸奥	10.6149	11	5	陸奥田島 4	20	焼火ノ間	
	大原左近	100俵	信濃 中条	信濃、上野	6.9575	9	3	信濃御影 3 追分宿 貫目改所 1	16	焼火ノ間	
	岡本忠次郎	100俵	信濃 中野	信濃	5.4298	8	4		12	焼火ノ間	
	柴田善之丞	100俵	美濃 笠松	美濃、伊勢	10.0155	10	12		22	焼火ノ間	布衣
	大井帯刀	150俵	飛騨 高山	飛騨、加賀、越前 美濃	11.4052	9	4	越前本保 5 美濃下河辺 2	20	躰躰ノ間	布衣
	小笠原信助	70俵 5人扶持	遠江 中泉	遠江、三河	6.3959	12	8	三河赤坂 4	24	焼火ノ間	

村上直『江戸幕府の代官群像』同成社、1997年

	代官(郡代)	知行	代官所	支配地	支配高	属僚(手付・手代)数				計	江戸城詰所	備考
						江戸詰	代官所詰	出張陣屋詰	人			
中	岸本十輔	100俵 役料300俵	駿府紺屋町	駿河、遠江、信濃	万石 8.0104	11	7	駿河松岡 信濃飯島 駿河島田	人 1 3 2	24	躰躰ノ間	布衣
	松坂三郎右衛門	200俵 役料200俵	甲斐 甲府	甲斐	8.4540	13	9			22	焼火ノ間	
	小林藤之助	150俵	甲斐市川大門	甲斐	7.9683	7	9			16	焼火ノ間	
	篠本彦次郎	228俵2斗	甲斐 石和	甲斐	5.7829	11	8			19	焼火ノ間	
部	*江川太郎左衛門	150俵	伊豆 韭山	武蔵、相模、伊豆 駿河、甲斐	8.4118	13	8	伊豆三島 荒川番所 甲斐谷村	1 1 5	28	焼火ノ間	
	計				101.9499	141	91		36	268		
近	*小堀主税	600石 役料1000俵	京都 二条	山城、河内、和泉 摂津、丹波、播磨	9.6470	8	58			66	躰躰ノ間	布衣
	*角倉帯刀	(200俵) 役料20人扶持	京都	山城	246	(2)	2			4	焼火ノ間	
	*木村惣左衛門	200石	京都	大和、河内	3.0807	4	9			13	焼火ノ間	
	*上林六郎	550石	山城 宇治	山城、河内	2.0532	3	6			9	焼火ノ間	
畿	竹垣三右衛門	150俵	大和 五条	大和	6.1732	11	7			18	焼火ノ間	
	池田岩之丞	150俵	大坂 谷町	摂津、河内、播磨	7.9417	11	15			26	焼火ノ間	
	築山茂左衛門	150俵	大坂鈴木町	摂津、河内、播磨	7.2608	8	18			26	焼火ノ間	

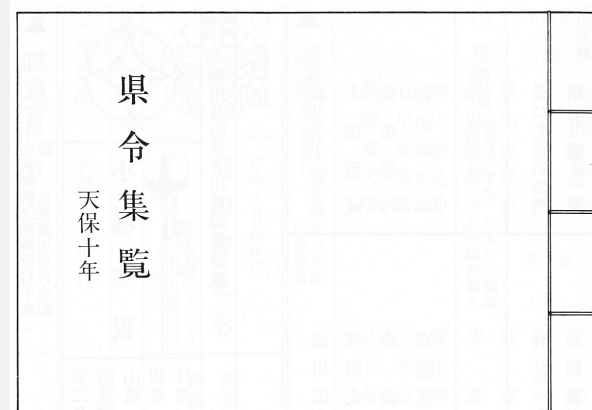
	代官(郡代)	知行	代官所	支配地	支配高	属僚(手付・手代)数				計	江戸城詰所	備考
						江戸詰	代官所詰	出張陣屋詰	人			
近	*石原清左衛門	300俵	近江 大津	河内、和泉、摂津 近江、大和、播磨	10.1884	7	33			40	躰躰ノ間	布衣
	*多羅尾 織之助	1,500石	近江 信楽	近江、伊勢、美濃	5.5355	9	22	伊勢四日市	2	33	躰躰ノ間	布衣
	和田主馬	350石	丹後久美浜	但馬、丹後	6.7745	7	9			16	焼火ノ間	
	大草太郎左衛門	100俵	但馬 生野	但馬、美作	7.4184	7	6			13	焼火ノ間	
畿	計				66.0980	77	185		2	264		
中	岩田 鉄三郎	200俵	石見 大森	石見、備後	7.8696	7	6	備後上下	4	17	焼火ノ間	
	高山 又蔵	230俵	備中 倉敷	備中、美作	6.3703	11	8	美作下町	1	20	焼火ノ間	
国	計				14.2399	18	14		5	37		
九州	寺西蔵太	100俵 5人扶持	豊後 日田	豊前、豊後、日向 筑前	11.7534	16	10	豊前四日市 日向富高	2 2	30	躰躰ノ間	布衣
	*高木作右衛門	100俵	肥前 長崎	肥前、肥後、筑前	3.6677	4	12	肥後(天草) 富岡	4	20	焼火ノ間	
	計				15.4211	20	22		8	50		
総計					328.4478	492	348		108	948		

(註) 天保10年『県令集覧』。支配高は『天保9年・御代官并御預所御物成納払御勘定帳』。*印は世襲代官。()は推定

村上直『江戸幕府の代官群像』同成社、1997年

- ①代官には、150俵クラスの中下級旗本が就任 役料はあり
代官所維持経費は、幕府から支給 それですべてが賄われるわけではない
「郡中入用」あるいは「郡中大割」として「郡中」（＝管轄下の幕領全体）
に負担を転嫁 ⇒この点は後述
- ・身分は、従6位に昇進し「布衣」の身分になることが出世
職務上では、勘定吟味役などへの出世もあり
 - ・江戸城に出仕したときの部屋で区別される 表1 参照
焼火ノ間⇒躑躅（ツツジ）ノ間
 - ・代官の管轄地は5～10万石強 管轄地の増加は、評価されていることを
示す 10万石がその規準
 - ・「県令集覧」はなぜ刊行されたか？

史料3



目録

小堀	柴田	寺西	大井	森半	石原	中村	山田	伊奈友	山本	川崎	伊奈半
伊奈友	羽倉	岸本	大貫	平岡文	大草	池田	築山	松坂	添田	和田	野村
青田	嶋田	和川	多羅尾	岩田	大原	平岡熊	小林	高山	竹垣	岡本	篠田
高田	大原	岡本	篠田	小笠原	篠垣	岡本	高木	上林	角倉	木村	高木

合印

四ハ代々御代官
匿ハ御在府
モ元メ
ク公事方
支支配勘定格

フテカ
御手附
御普請役格

御代官

焼火之間

二百三十俵 六ばん丁
高山又蔵
白たたき

陣屋
備中倉敷
出張
作州下町

備中 美作

○江戸詰

モ	佐々木 忠兵衛	菊田 啓兵衛
カテ	三上理十郎	赤羽八郎次
テ	宮坂瀬兵衛	鈴木陣太郎
	佐々木 忠七	上村井 順之助
	三枝桑次郎	菊田 完佐吉

テ

三上善太郎

○備中倉敷詰 江戸ヨリ百七十五里

モ

夏目慎一郎 嶋田 太中 || | 森本 十平 | 保川 澄平 |
| | 菊地庫次郎 | 足立 武作 |
| | 堀越 六郎 | 夏目貞之丞 |

カテ

○作州下町詰 江戸ヨリ百七十四里

脇谷 良右衛門

表 2

『旧高旧領取調帳』に見る幕府領

表 2 幕領が存在する 50 力国（琉球を除く 73 「国」のうち）の幕領の比重

⇒全国の幕領の存在状況
分散・錯綜する

⇒「非領国」となりがち
天保の上知令や元治の関東郡代の復活などが、江戸・大坂周辺への幕領の集中と権力基盤の強化策だったが、成功しない

この表を読んでみよう

A 幕府領 石高順位	B 国名	C 幕府領石高 (石)	D 国石高 (石)	E 幕府領比率(%) (C / D × 100)	F 比率 順 位
1	武蔵	512,815.4749	1,270,552.031	40.4	7
2	越後	316,839.3282	1,150,881.436	27.5	12
3	甲斐	257,826.6025	311,097.8602	82.9	5
4	上野	254,414.8512	635,181.2357	40.1	8
5	信濃	219,944.103	786,063.0798	28.0	11
6	近江	207,644.7816	858,618.2788	24.2	18
7	美濃	178,717.866	654,871.6298	27.3	13
8	下総	175,465.1047	685,804.2374	25.6	16
9	岩代	168,575.798	745,262.7677	22.6	19
10	佐渡	132,574.7293	132,687.2513	99.9	3
11	河内	124,516.5521	295,890.621	42.1	6
12	越前	108,539.0201	680,914.1737	15.9	28
13	摂津	101,640.79	416,236.7766	24.4	17
14	磐城	99,829.25003	600,647.4089	16.6	27
15	羽前	90,795.53015	946,578.144	9.6	33
16	下野	86,646.52997	265,762.6706	32.6	9
17	美作	70,371.00565	263,477.1008	26.7	15
18	豊前	69,669.73593	363,940.2679	19.1	23
19	大和	68,779.93543	495,885.089	13.8	31
20	豊後	66,308.7979	460,611.5717	14.4	29
21	備中	62,027.71439	372,534.2874	16.7	26
22	常陸	58,933.3829	922,175.3981	6.3	35
23	飛騨	56,814.482	57,182.492	99.4	4
24	駿河	56,765.92256	251,420.4689	22.6	19
25	相模	50,675.30024	290,322.1713	17.5	25
26	石見	50,023.8684	172,209.7686	29.0	10
27	遠江	42,267.60393	372,388.3398	11.4	32
28	丹後	40,033.02847	146,724.2532	27.3	13
29	山城	39,164.04536	221,054.4733	17.7	24
30	和泉	37,092.20355	170,885.6389	21.7	21
31	伊勢	35,972.0645	679,121.6601	5.3	38
32	壱岐	35,042.62885	35,042.62885	100.0	1
33	日向	34,275.17001	417,393.3723	8.2	34
34	三河	27,177.65626	472,324.9018	5.8	36
35	肥後	25,320.28488	851,099.8751	3.0	42
36	陸中	21,832.11023	466,080.8518	4.7	39
37	安房	19,977.26873	95,893.05582	20.8	22
38	上総	19,827.7687	426,666.5749	4.6	40
39	伊予	17,575.32777	434,408.9558	4.0	41
40	播磨	16,970.13509	656,228.2961	2.6	44
41	能登	14,994.193	275,361.4901	5.4	37
42	隠岐	12,559.59988	12,559.59988	100.0	1
43	伊豆	11,769.00906	83,557.39409	14.1	30
44	筑後	9,790.498566	536,851.4122	1.8	46
45	肥前	8,739.367481	691,442.7305	1.3	48
46	讃岐	8,687.070145	293,628.7206	3.0	42
47	備後	7,640.966965	315,090.3404	2.4	45
48	羽後	7,060.194152	561,903.9997	1.3	48
49	丹波	5,409.034849	331,954.0483	1.6	47
50	加賀	430.387006	483,743.2561	0.1	50

注：木村礎校訂『旧高旧領取調帳』より作成。

図2 陣屋の中

①役所のなかの
人たちは、何を
している？

⇒デスクワーク

②役人の後ろに
は何がある？

⇒文書(冊子と一
紙もの)

⇒下座して役人
に差し出して
いるのも文書
＝文書行政

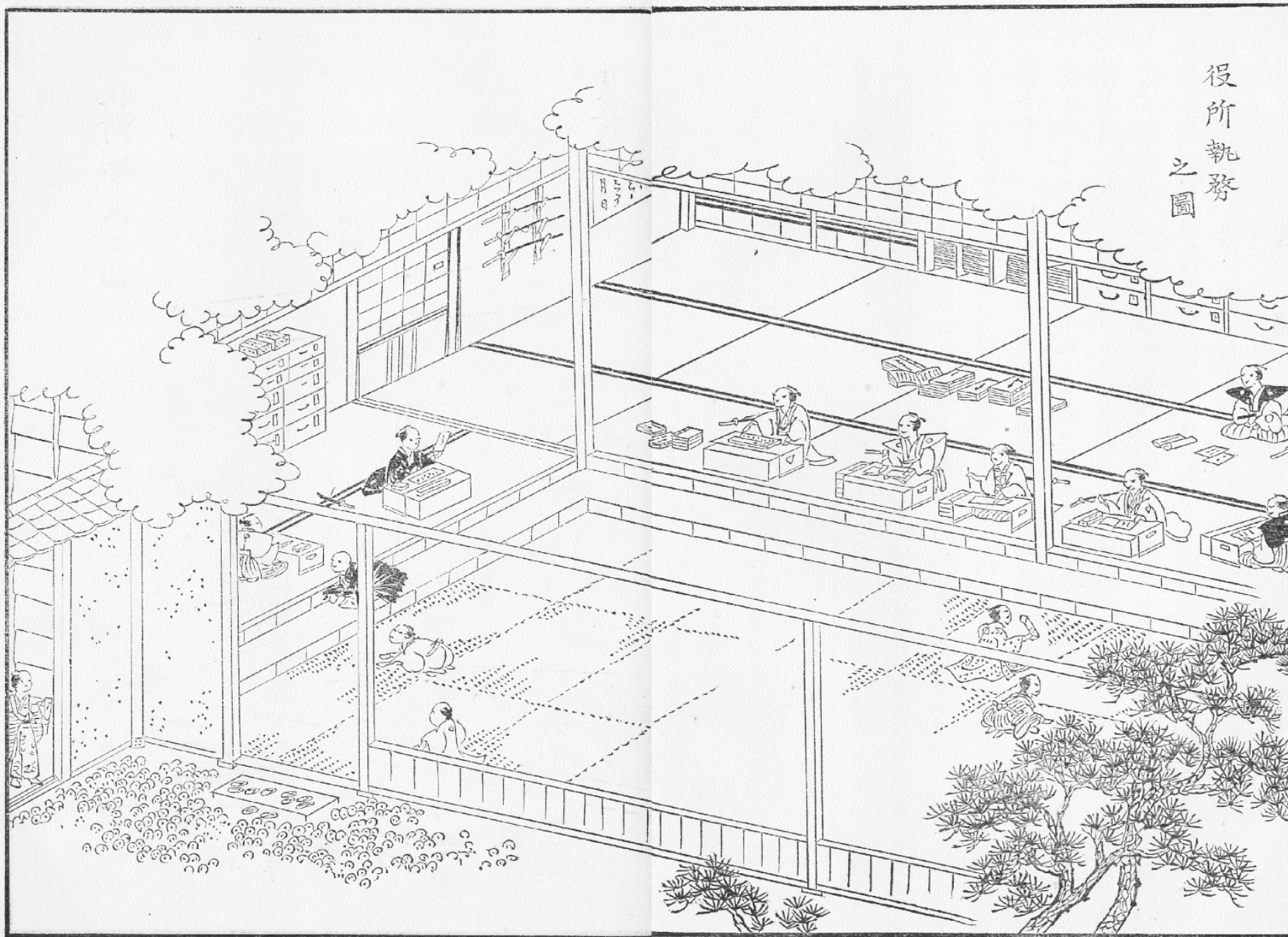


表3 代官が引き継ぐ書類

- ・「支配替」(「御所替」)
藩領から幕領へ
幕領から藩領・旗本知行所へ
藩から代官所へ
- ・「最寄替」
管轄する代官所の交替
- ・代官の交替の頻度
平均すると数年で「転勤」
- ・「別廉当分預」一時的な兼任
(しかも「立会預り」もあり
⇒何れも、文書による引き継ぎが不可欠
⇒文書による支配 文書行政

・取箇帳 ・成箇郷帳 ・三十箇年取米永厘附帳 ・代官所絵図 ・検地水帳写 ・勘定仕上目録写 ・伝馬宿諸証文 ・小物成浮役并運上等取立帳 ・十分一類取立帳 ・渡船等ある時修復仕方帳并船頭住居等の書付 ・酒株帳 ・切支丹類族帳 ・献上物ある節の引付帳 ・廻状順帳 ・小入用改帳并人馬割帳 ・陣屋家絵図并諸証文留公事訴訟留帳 ・村鑑帳 ・村絵図	・金銀銅鉄明礬硫黄山帳并休山帳 ・殿跡絵図 ・堤川除用水橋普請帳 ・林帳并絵図 ・宗門五人組帳 ・朱印寺社帳 ・河岸場市場帳 ・鉄炮改帳 ・陣屋小役村々割掛帳 ・村高役引帳 ・私領入組ある村附帳 ・村々立毛名田分帳并坪刈帳 ・牢屋あらば其絵図又は修復入用屋敷の歩引付等の書付 ・他領より納る小物成帳 ・建立地寺社書付 ・取箇下組帳
--	--

注：『地方凡例録 下巻』184号より作成。

図3 代官赴任の図 (『県治要略』)

⇒代官となる旗本は中下級の旗本で、俸禄も高くはない

⇒それでも、現地に行くときには、幕府の権威を背負って通る

⇒飛騨郡代として赴任した豊田藤之進のとき（天保11年）は、家族と家来や日雇いの人足も含めると、約127人の行列

⇒それに応じた「馳走」

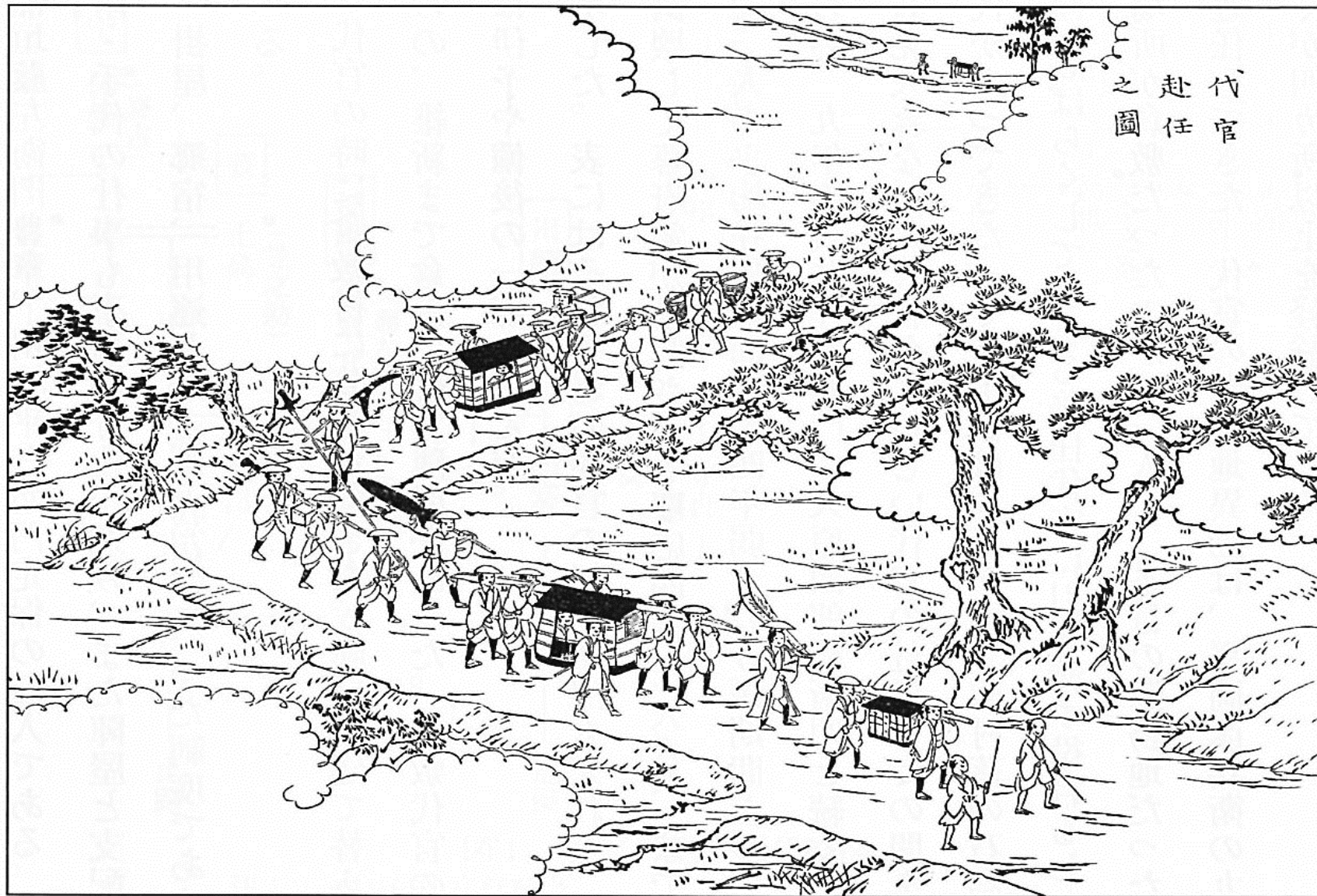


図2 代官赴任の図

3) 幕領の特徴 代官とその下僚も含めて

「江戸幕府の政治的・軍事的・経済的基盤」⇒明治政府も継承

しかし、幕領を把握することは意外に難しい なぜか？ =文書の残存状況もある

①幕領は変化し続ける 幕府による所領のプール（加増・新規取り立てのとき）

幕領の変化を追うことは至難の業

②代官所の管轄地域も変化する

⇒代官の転勤のほか、「最寄替」「支配替」「当分預り」が頻繁におこる

⇒幕領が広域に分散・錯綜していくきっかけ

くわしくは美作・備中の幕領で説明

③代官のありかた（官僚化・マニュアル化と文書行政）

官僚制度としての「成熟」度 「文書行政」の発達 「県令」と言いたくなる！

代官所下僚としての「手附」の採用（御家人のなかから） 寛政改革

寛政改革以降の儒学者出身の代官採用 「名代官」 ⇒新しいタイプの「武士」官僚

⇒寛政期は画期である！

4) 最後の最後まで、幕領を「支配」することができたのはなぜか？

- ①人数に限られた（**それなりの行財政能力を持った手付・手代は存在する＝「官僚制」といってもよい**）なかで、広域にわたって分散する幕領をどのように「支配」したか？しかも管轄地域は変化する。

※代官の任務：「**勸農**」（河川管理も含めて）を行い、「**年貢米金**」（高掛三物を含む）をできるだけ多く徴収し、江戸・大坂などの幕府蔵へ納入する（勘定奉行所の確認を受ける）

治安維持・警察機能（下級裁判と軽犯罪の処罰のみ＝「**手限**」吟味）

⇒何事もなく代官を務めれば、「次」へ行ける 事なかれ！になりがち

- ②藩領と比較すると、役人の数が少ない幕領の陣屋支配がうまくできた秘密は？

⇒理由は在地の側にある

【その1】**郡中一組合村の出現とその特徴＝郡中寄合・郡中会所・郡中入用・郡中議定**

【その2】**陣屋元村で、代官陣屋行財政を金銭で請け負う商人＝御用達・掛屋・郷宿の存在** ※貿易・鉱山と森林資源の管理をする「地役人」

⇒**在地社会の「成熟」** 政治文化の観点から

【その3】**陣屋が置かれていることのメリットの活用**

【その1】郡中惣代と組合村の存在 「御用」を務め、「郡中」を運営する

最初に発見した甲州市川代官所管下の郡中惣代の事例から

史料4 郡中惣代任命請書

史料5 甲州郡中惣代之儀に付、御尋之趣申上候書付

史料4

〔卅三〕甲州郡中惣代之儀に付御尋之趣申上候書付
甲州郡中惣代共起立并取扱方、且當時惣代用不用之譯、
村名名前等巨細認、可申上旨仰渡候に付左に申上候
右郡中惣代之儀は、御廻米御用車に相勤、尤惣代申付候
初發の年曆等、其外起立の譯難ニ相分、當時三郎右衛
門、大膳支配所は、二拾村三拾村程つゝ組合、村々
一同願の上惣代相立、名主長百姓之内登人、つゞ年
引替候筈に候得共、格別實勢に相勤候ものは、引續五三
々年相勤候ものも有之、右勤方の次第は、御廻米に付駿
州岩淵河岸、蒲原濱、清水湊右三、所出役、名主共井江
戸納名主、船々上乗等惣代共評儀之上、銘々支配役所江
申立候得共、猶私共於役所人物相撰、其外風聞迄も相

糺申付候儀に有之、金五郎支配所の儀は、堀谷文右衛門
支配所の節より、郡中村々願に付於役所仁物相撰、惣
代并所々出役名主、江戸納名主、船々上乗共申付來候儀
而、且三方支配所一統可及詳儀ニ義等有之節、惣代
共一同寄合役所之差圖を請取計、陣屋破損所修復等の儀
等の節村々罷出候而は雜費も相懸り難儀に付、惣代共見
届候上、成丈入用不ニ相掛ニ義修復の儀、役所に於て取計
惣代共江爲見届且御廻米の儀は、文化三寅年御改正被
仰出、野田松三郎、中村八太夫、箕笠之助支配中、都而
御廻米ニ條夫々評儀の上取扱、立會御普請役江も申談、
郡中村々江申渡候節も、惣代の儀は重に御廻米惣代の儀
に付、時々見廻り等閑の儀無之様取計可申旨、申渡候
候儀に而、當時に而も組合限惣代共見廻り細儀拵、其外
萬端入金候様村々申談、都而御廻米諸入用郡中別可
相成一分、惣代共に爲見届組合村々江申聞相成候而、
其外臨時急御用等有之節は、惣代より組合村々江爲申
談候儀も有之、右は邊鄙の村々は別而無理に付、仕來
之通惣代と唱、相立置候儀に御座候

但本文之通に付、惣代相止め候は、爲差御用筋に無之節
も小村に至迄悉く呼出候様相成、村入用等も夫丈餘計に相應、
不辨理の儀も可申御座ニ義と存候

右御尋に付、取調候趣書面の通御座候、依之惣代共名
前別紙相添、此段申上候、以上

文政四年巳六月

林 金五郎
山本 大膳
小野田三郎右衛門

小野田殿
山本殿
林殿

其方共御代官所、甲州村々郡中惣代、其外郷宿共より手
附、手代共宅江年禮并歳暮の爲祝儀罷越候節、郡中仕來
を以扇子又は紙類等の輕き品持参いたす趣相聞候、素々
賄賂之筋に無之候共、決而受用致間敷旨、急度可被ニ

申渡候、以上

巳八月

右封狀に而連名、松浦伊勢守より來、返書連名に而遣候
事

甲国地方雜記
中一五、三三七、八頁

史料5 甲州郡中惣代之儀に付、御尋之趣申上候書付

差上申一札之事

当郡中之儀、最寄飛離一統江被仰渡之節、村々相揃候儀数日取懸難儀仕、御用向御差支二も罷成候二付、惣代名主先御支配より被仰渡迄ケ年限相勤、此節引代り之時節二付、当十月より来子八月迄私共惣代可相勤旨被仰渡、一同承知奉畏候、然上者被仰渡筋之儀者勿論、都而之御趣意村々江演説仕候而已二不限、村々取締方心付不宜者之致教諭御法度筋相弁候様取計遣候儀、容易之心入二而者不行届候間、銘々一己之憤心掛萬端貞実二いたし、公事出入等有之候而者村方相衰へ、小前百姓風儀も不宜相成候事故、其村名主・長百姓手段難及儀者最寄惣代遂談判相済候様取計、博奕・賭之勝負を好、身持不宜もの者申立、又者農事出情奇特之取計都而善事心掛候者は又御届可申上候、

一、平日御用向者格別臨時御用等八都而先惣代江談示合、古例手続等篤与問合、手限り二て之取計仕間敷、萬端組合村々取締方專一二相心懸ケ可申候、

一、江戸御廻米之儀近来米忤不宜、村方二寄候而者、不正之仕立方等も有之趣二付、追々嚴重之御沙汰御座候間、惣代申合御米撰方等格別二入念、河岸場二おるて改之節御刎米等無之様精々心付可申旨被仰渡候、

一、惣代手当之儀金三両、郷宿払・筆墨紙代者勤日数を以相立候様、先御支配二而御定被置候趣を以被仰渡候間、御用向相勤歸村之節出勤帳江記シ置可申旨被仰渡奉畏候、

右之通被仰渡候上者、銘々相応之田録も有之長百姓相続仕冥加之筋相弁、出情相勤候様可仕旨被仰渡、一同承知奉畏候、依之御請印形差上申処仍而如件、

文政十亥年十月日

里方郡中惣代

(六村六名略、名主一名を除き、残りはみな長百姓である)

河内領惣代

(二村二名略、二名共に長百姓である)

市川

御役所

(山梨県立図書館蔵
太田家文書)

表5 郡中惣代が引き継ぐ書類

【文書による「地域行政」】

1) 「御用」を「請ける」

どのような「御用」か？

- ①年貢米江戸輸送（「廻米」）・納入業務、年貢金の納入業務（※）
- ②陣屋の維持・管理の監督業務
- ③幕府一代官所からの命令の伝達と必用に応じた「郡中」の意向調査

2) 「郡中用」（郡中＝幕領管下の村々）のためにすること

- ①郡中で負担する経費（郡中入用）の精算と割付
- ②郡中からの訴願を仲介・組織する
- ③郡中での集会（郡中寄合）と議定（郡中議定）を作成する

表5

	慶応三年八月諸書物引渡目録	太田家文書現存数
(1)御用留	御用留 42冊	御用留（一部「御用記録」等を含む） 45冊（文政4～明治4）
(2)廻米	青柳河岸仕上帳 22 御廻米三場所并ニ乗納仕揚帳 597	青柳河岸御廻米中（御蔵場）諸色入用帳 3（文化13～天保9） 御廻米岩淵河岸（出役名主）諸雑用仕揚帳 御廻米蒲原浜（出役名主）諸雑用仕揚帳 } 39（文化6～文久2） 御廻米清水湊（出役名主）諸雑用仕揚帳 ○番船上乗雑用仕上帳 御廻米（江戸）乗納（名主）雑用仕上帳 } 70（文化6～慶応2） その他（甲斐国御年貢御蔵納諸入用帳・駿州三場所年季切替仕法帳など） } 34（天明6～慶応3）
(3)陣屋修復	御陣屋御修覆并御破損入用帳 57 御陣屋屋根葺更仕上帳 2	御陣屋御建替惣代金仕揚帳・御陣屋外圍土塀破損入用書上帳・御門老ヶ所仮牢御修覆書上帳・屋根葺替御普請仕上帳など } 34（寛政7～明治3）
(4)河岸場修覆	青柳河岸修復帳 3	御蔵屋根御検扶場御修覆出来形帳など } 2（文政5・元治元）
その他	御進発 御進発御用人足書上帳 1 御進発一件書物 1	御進発ニ付当分助合人足割出帳 } 1（慶応元） 御進発御用日記 1（慶応3）
	その他 諸帳面（甲府三座元惣代奥印一札・和宮様人足馬出候一件・産物産業取調書上帳・質屋稼算加永一件・ほか諸帳面一括など） 48 諸書付（御陣屋御用達書付類・ほか諸書付類 208（本）一括など）	（未確認）
合計	778冊・208本	

安藤正人「近世後期甲州幕領の郡中惣代史料」『史料館研究紀要』第10号、1978年

倉敷代官役所管下幕府領支配機構概念図

图 5

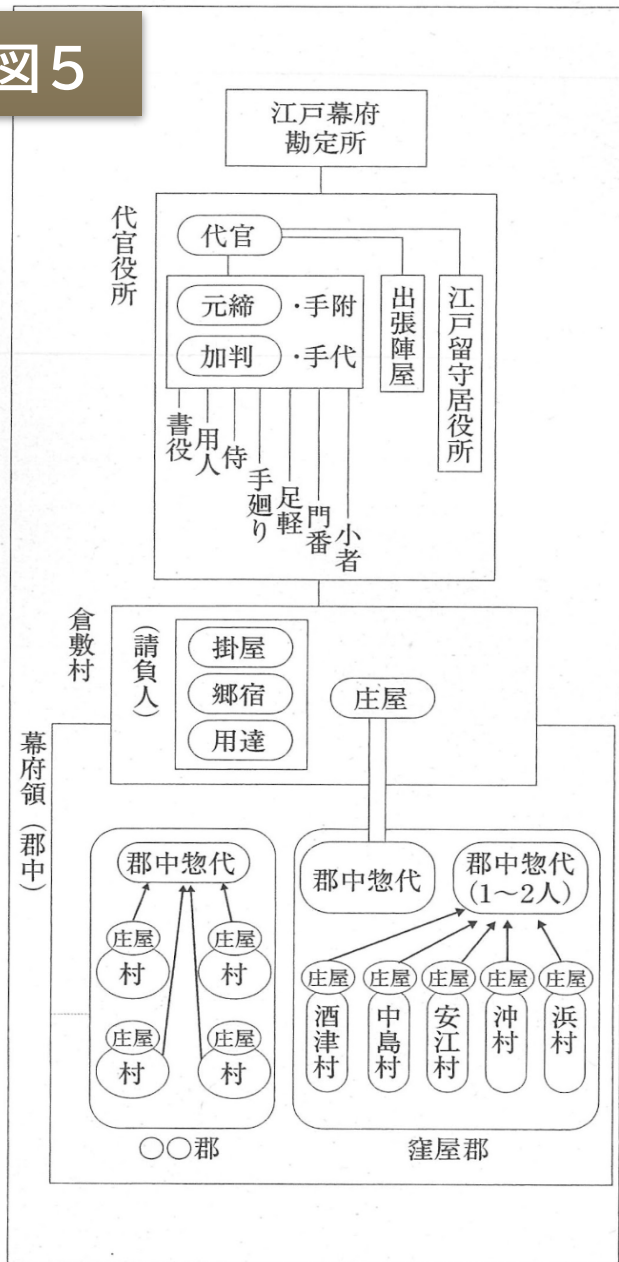


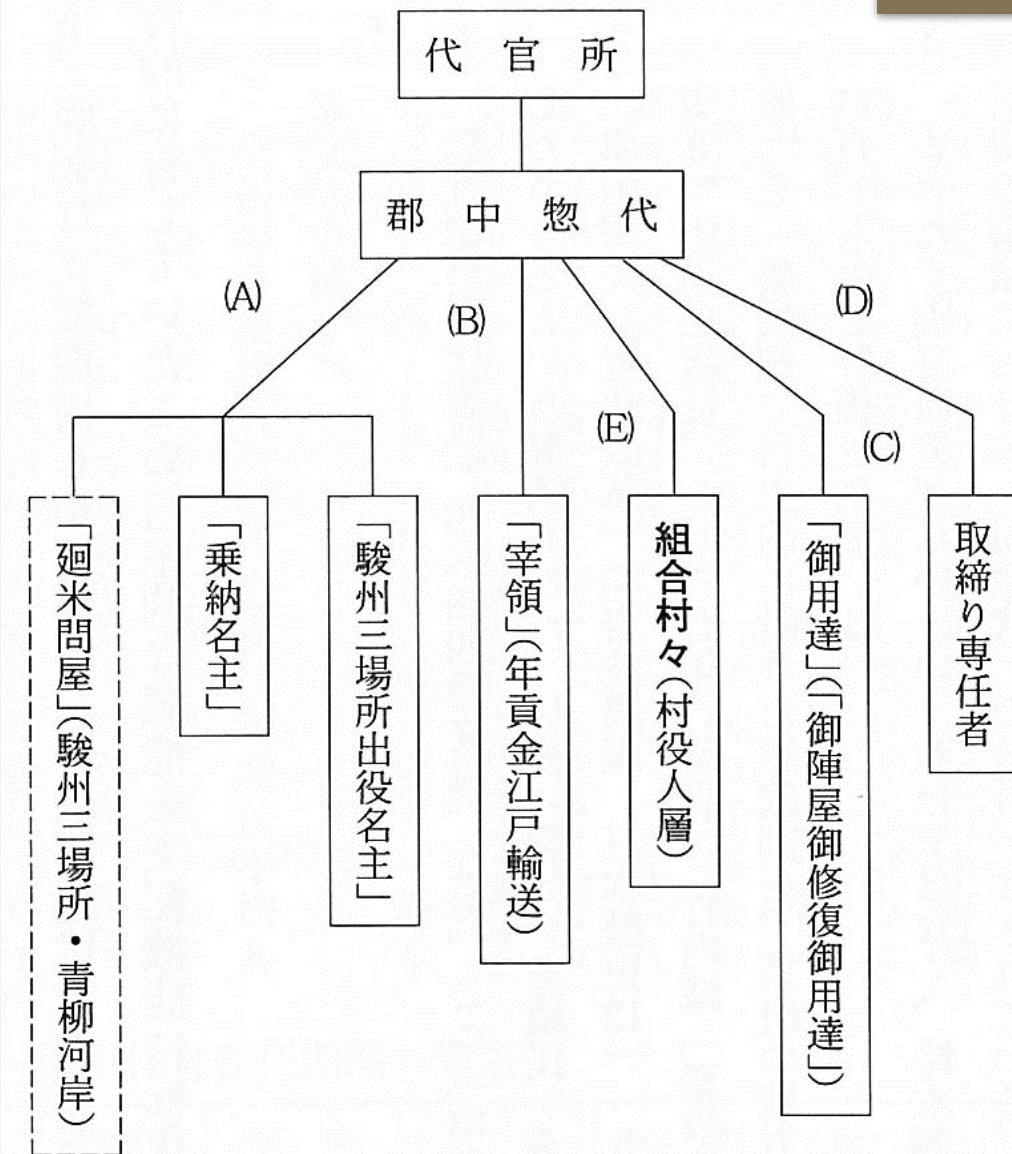
図4 甲州の郡中惣代図

⇒倉敷代官所管下については左の図5

山本太郎『近世幕領支配と
地域社会構造－備中国倉敷
代官役所
管下幕府領の研究－』清文
堂出版株式会社、2010 年

郡中惣代機能図

图4

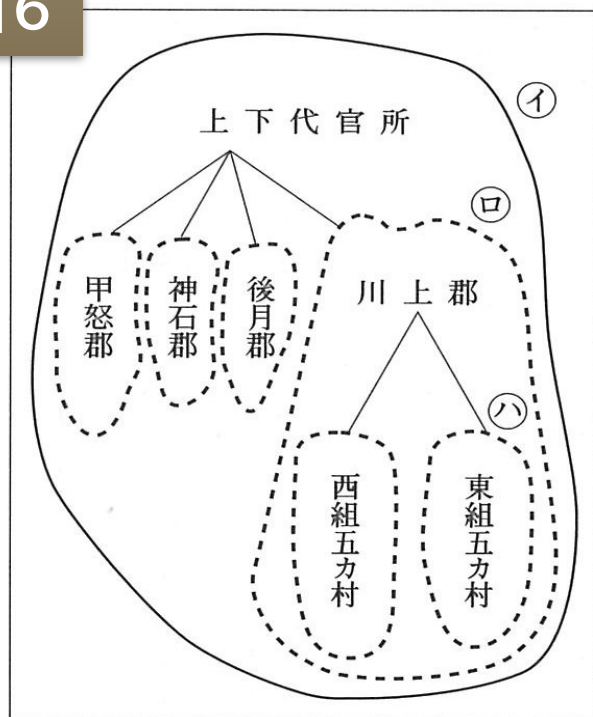


久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年

「御用」と「郡中用」と「村用」
 さらに「組合村用」などもあり、
 入用の構造は重層的⇒**図6**
 それぞれ、経費がかかり、それをどの
 ように負担するか
 ⇒郡中入用・組合村入用・村入用
表4

図6

郡中入用模式図



久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年

郡中入用／組合村入用

a 郡中入用	「御 用」	(1) 陣屋行財政関係費	①陣屋内の建造物(本陣・牢屋・長屋等)改修築費(新・再築から畳替えなど宮繕関係費用) ②陣屋内の建造物(同上)に付属する物品(消火道具・井戸関係道具など諸道具)損料 ③陣屋内掃除人足賃・夜番人足賃・台所水夫給金 ④陣屋門内外の陣屋付属施設(腰掛場・火除空き地など)維持費 ⑤廻状・御用状飛脚賃、役人出立時に陣屋から出る人足賃 ⑥牢屋番人給金・入牢人衣服賄い入用 ⑦用達給金 ⑧一宮・陣屋元村鎮守・陣屋内鎮守などの祭祀関係費用
		(2) 年貢米・年貢金輸送関係費	⑨上乘庄屋・浜庄屋の必要経費(路用・日当) ⑩米積降ろし・積込み人足賃、保管費用など輸送途中諸経費 ⑪浅草等幕府蔵納入時の清帳(提出用勘定帳)作成費 ⑫海難濡沢手米の弁米代金など納入時の不足・調整代金
	「郡中用」	(3) 郡中用(向)関係費	⑬郡中会所など郡中運営の中心的な場所の維持管理費用 ⑭惣代庄屋間の連絡費 ⑮惣代庄屋の出勤(諸届・諸調など書物作成・提出)、諸立会費用、筆墨紙代 ⑯郡中全体で嘆願・訴訟を行なうときの経費(郡中寄合、旅費・日当などを含む)
b 組合村入用	「御 用」	(1) 行政関係費	①陣屋役人廻村の際の休泊入用 →米代・木賃などは下付されるので、超過負担分がかかる ②御用状飛脚賃・同賄い代金(郡中全体に出される飛脚でなく、特定の組合村だけに出される飛脚に限る) ③組合村惣代としての「御用」出勤費用(宿泊費・路銀・人足賃・日当) →年始御礼・検見御礼などでの儀礼的出勤も含む →「日別」いくらかというかたちで、宿泊代も含めた日当支給形式の場合もある
		(2) 年貢米・金輸送関係費	④組合村単位で年貢米・金の輸送をするところでは、この関係の費用
	「組合用」	(3) 組合村用関係費	⑤組合村寄合、組合村内の連絡費用など「組合村」運営費用 ⑥雨乞などをも含む祭祀関係費用 ⑦勧化など巡回してくる宗教者・浪人・盲人などへの合力銭、宿泊代など

注) a 郡中入用の中には、その他(「馳走・挨拶関係費」)として、以下のイ、ロが含まれる。

イ、陣屋役人廻村の際の休泊入用・人馬賃銭の補助や休泊施設の備品整備費用。

ロ、陣屋諸役人への年頭・八朔時の「御礼」、検見廻村時の「御礼」など。

これらは、b 組合村入用では b(1) ①-③にあたるが、a では、(1)を「陣屋行財政」に限定してまとめたため、欄外に注記することにした。

【その2】陣屋町（制度上は「村」）の村役人たちの果たす役割

⇒山本さんの仕事から

代官所の御用を金銭で請け負う存在 **御用達**

代官所支配に関して金銭の受け払い（御用に関わる出納）を代行する
村々から「公務」で代官所に出張してくる村役人等が宿泊する指定宿

**掛屋
郷宿**

訴訟のサポートや代官所役人への取り次ぎ等も行う

「郡中寄合」の場の提供

【その3】陣屋元村の持つ政治的・経済的メリット

人・もの・情報が動く中心

2 備中・美作の幕領

倉敷代官所管轄下の幕領を観る

1) 美作の幕領

美作国の所領関係

表7

表7

美作国の幕領支配

郡名	A	B	C	D	E	F
	全 石 高 (石)	幕 領 の 石 高 (石)	全村数	(B) の 村 数	D/C×100 (%)	B/A×100 (%)
東北条	15,416.237	2,747.120 (備中倉敷代官所管下) 1,163.280 (津山藩預り所)	40	15 { 8 (倉) 7 (津・預)	37.5 { 20 (倉) 17.5 (津・預)	25.3 { 17.8 (倉) 7.5 (津・預)
大庭	20,836.769	7,688.538 (津山藩預り所)	59	27 (津・預)	45.8 (津・預)	36.9 (津・預)
勝北	34,139.549	13,055.0337 (生野代官所管下) 5,722.2400 (備中倉敷代官所管下) 1,572.7390 (竜野藩預り所)	89	57 { 41 (生) 13 (倉) 3 (竜・預)	64 { 46.1 (生) 14.6 (倉) 3.4 (竜・預)	59.6 { 38.2 (生) 16.8 (倉) 4.6 (竜・預)
吉野	19,954.342	6,093.2331 (生野代官所管下)	73	19 (生)	26 (生)	30.5 (生)
英田	13,662.204	3,107.4630 (竜野藩預り所)	65	11 (竜・預)	16.9 (竜・預)	22.7 (竜・預)
西々条	27308.4889	7,829.8040 (津山藩預り所)	50	32 (津・預)	62.7 (津・預)	28.7 (津・預)
真島	33,225.019	0	112	0	0	0
勝南	24,657.992	6,300.998 (竜野藩預り所)	79	31 (竜・預)	39.2 (竜・預)	25.6 (竜・預)
久米北条	28,871.113	8,770.043 (竜野藩預り所)	60	22 (竜・預)	36.7 (竜・預)	30.4 (竜・預)
久米南条	22989.051	8,112.285 (竜野藩預り所)	72	29 (竜・預)	40.3 (竜・預)	36.5 (竜・預)
西北条	11582.465	1,315.689 (備中倉敷代官所管下)	34	9 (倉)	26.5 (倉)	11.4 (倉)
計	283477.101	9,785.049 (備中倉敷代官所管下) 16,681.622 (津山藩預り所) 19,148.2669 (生野代官所管下) 24756.065 (竜野藩預り所)	734	240 { 29 (倉) 66 (津・預) 60 (生) 85 (竜・預)	32.7 { 4.0 (倉) 9.0 (津・預) 8.2 (生) 11.5 (竜・預)	26.7 { 3.7 (倉) 6.3 (津・預) 7.3 (生) 9.4 (竜・預)

久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年

註) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳・中国四国編』より作成。

① 美作国の支配関係を概観する 近世社会の「縮図」としての美作

- ・近代を迎える直前の「錯綜する支配関係」の実態

元禄10（1697）年の森家改易以降 美作国は一円支配ではなくなる
5ヶ月の幕府代官支配ののち元禄11年1月、10万石で松平家（宣富）
入部。享保12（1727）年5万石減知、5万石は幕府代官支配へ。
文化14（1817）年、将軍家斉の子（斉民）を養子にして10万石に
復帰。こののち、藩領の替え地や津山藩預りの幕領の設定がある。

= 「領主は替わるもの」という典型的な地域の一つ

領域が錯綜する「非領国」 嘉永7年13領分→このまま明治へ
支配関係が変わる（管轄する代官所が変わる）幕領
藩に預けられることの意味 藩にとって、村にとって

②地域の運営能力

a 「地域社会の成熟度」を運営に関わって発生する費用（「入用」）から考える。

とくに平等に合理的に分担するシステムへの注目

地域的入用の重層性と複合性 → 「地方税」の歴史的前提

村入用－組合村入用－郡中入用（幕府領）

村受－構受－大割（津山藩領）

b 「村請制」を村の側から読み直す

「請ける」事柄も「請け方」も変化する 請ける側の「力」

1980年代の水本邦彦さんの研究以降、**「村」が主語**になった

参考『村 百姓たちの近世』岩波新書 シリーズ日本近世史② など

津田秀夫氏以降の**村政民主化運動**としての村方騒動論

参考『近世民衆運動の研究』三省堂、1979年

現在では、渡辺尚志 **「近世百姓の底力」** 敬文舎、2013年 など

⇒ **「村請」から「郡中請」へ**

表

郡中入用／組合村入用・民費・地方税の比較

郡中入用・む組合村入用		民費（藤田武夫氏の整理）	地方税
a 郡中入用	(1) 陣屋行政関係費	①府県庁及び出張所並びに倉庫等営繕費 ②懲役場囚獄舎営繕費及び諸費 ③管内限り達事に付諸費 ④警察費 ⑤府県立学校費及び小学校補助費 ⑥浦役場及び難破船諸費 ⑦病院費 ⑧一、二等河港道路堤防橋梁修繕費 ⑨教院費 ⑩府県社神官給料 ⑪国幣社並びに府県社営繕費 ⑫府県議会費	①郡区庁舎建築修繕費 ②郡区吏員給料旅費及庁中諸費 ③管内限り諸達書及揭示費 ④警察費 ⑤府県立学校費及小学校補助費 ⑥浦役場及難破船諸費 ⑦病院及び救育所諸費 ⑧河港道路堤防橋梁建築修繕費 ⑨流行病予防費 ⑩戸長以下給料及戸長職務取扱諸費
	(2) 年貢米・金輸送関係費	①正副区長給料並びに旅費日当 ②大区書記及び小使給料並びに旅費日当 ③大区扱所諸費 ④三等道路堤防橋梁修繕費 ⑤布告並びに布達類入費 ⑥大区会議諸費 ⑦正副区長給料並びに旅費日当 ⑧小区書記及び小使給料並びに旅費 ⑨小区扱所諸費 ⑩徴兵下調費 ⑪戸籍調費 ⑫布告並びに布達類入費 ⑬小区会議諸費 ⑭区惣代諸費	①勧業費 ②府県会議諸費
	(3) 郡中用向関係費		
b 組合村入用			

2) 備中の幕領

備中国の支配関係 表7 嘉永3年以降を反映

倉敷代官所（本陣屋） 笠岡陣屋（出張陣屋）

窪屋・都宇・浅口・小田・賀陽・阿賀・哲多郡

のほか、美作で勝北・東北条・西北条郡に分散

上下代官所（陣屋） 備中では、川上郡・後月郡内

倉敷代官所管下の幕領の分散状況

図8（山本 文化14年）

図9 久留島 岡山県史 幕末 嘉永3年以降

⇒文化14年時点の管轄地域と嘉永3年以降の管轄
地域の違い（窪屋・都宇・浅口は継続的だが）

※ただし図9は誤りが多いので利用には要注意

1郡内の所領が錯綜していることについては、

図10 都宇郡支配関係略図

美作の所領の状況については 図7

表7

備中の支配関係

郡名	A	B	C	D	E	F	G
	全石高 (石)	備中倉敷代官所及び備後上下代官所管下の石高 (石)	代官所以外の領主数	全村数	Bの村数	$B/A \times 100$ (%)	$E/D \times 100$ (%)
都宇	35,691.0407	11,082.993 (倉)	9	52	15	31.1	28.8
窪屋	38,545.20367	6,370.617 (倉)	6	60	7	16.5	11.7
浅口	56,141.1477	7,856.43519(倉)	9	62	10	14.0	16.1
阿賀	33,232.944	10,279.3734 (倉)	4	48	19	30.9	39.6
賀陽	50,388.09423	5,038.8675 (倉)	9	83	12	10.0	14.5
哲多	22,949.8946	6,044.6235 (倉)	2	34	11	26.3	32.4
小田	37,687.5563	6,385.132 (倉)	7	79	21	16.9	26.6
後月	18,432.7018	1,617.304 (上)	7	40	3	8.8	7.5
川上	31,196.354	7,352.3688 (上)	5	67	19	23.6	28.4
下道	23,547.3176	0	3	29	0	0	0
上房	24,722.0328	0	3	32	0	0	0
計	372,534.2874	53,058.04159(倉) 8,969.6728 (上)	32	586	95(倉) 22(上)	14.2(倉) 2.4(上)	16.2(倉) 3.8(上)

注：(1)木村磯校訂『旧高旧領取調帳 中国四国編』より作成。ただし、川上郡の支配関係については、「備中村鑑」(『吉備群書集成 第二輯』)に従った。

(2) (倉) は倉敷代官所管下、(上) は備後上下代官所管下を示す。

(3)後月郡については倉敷代官所管下となっていたものを上下代官所管下に直して作成した。

(4)領主数については寺領分を除く。また計では重複する領主は除いている。

『新修倉敷市史 第四巻 近世(下)』倉敷市、2003年

図8

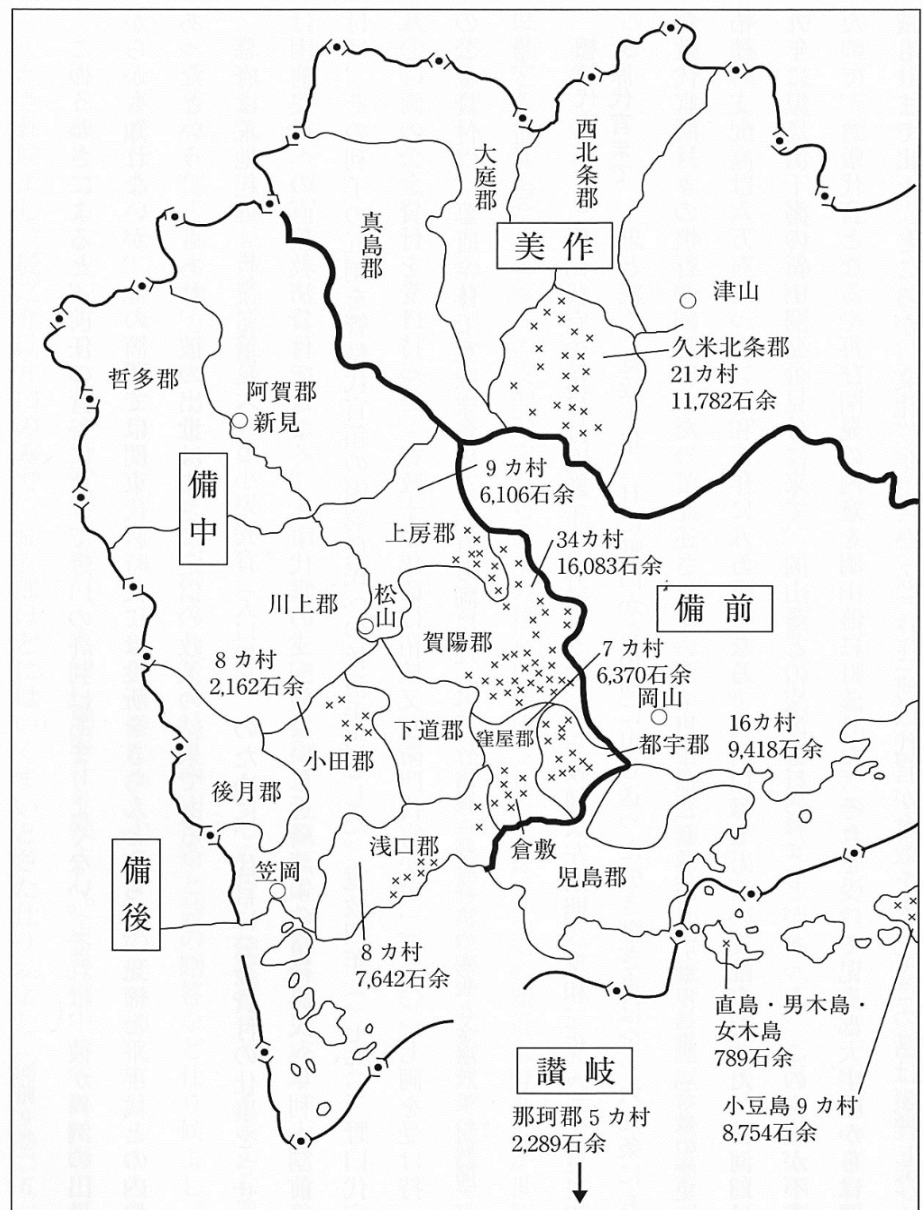
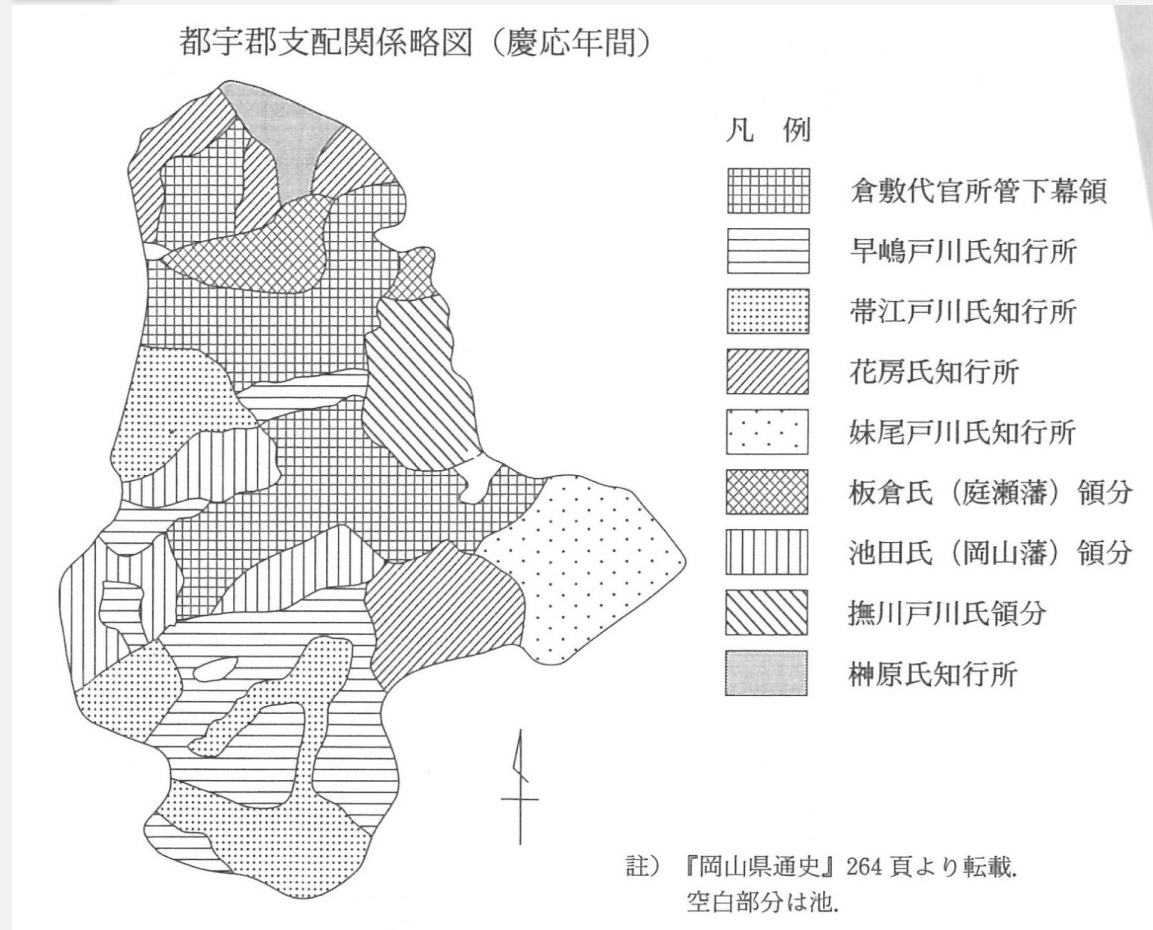


図9



久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2002年

図10



- 凡例
- ×印……備中倉敷代官所管下の幕領村々
 - 印……備後上下代官所管下の幕領村々
 - △印……但馬生野代官所管下の幕領村々
 - 印……津山藩預りの幕領村々
 - ▲印……播磨竜野藩預りの幕領村々

註

×, ○, △, ●, ▲ は各村のおおよその所在を示したもので村域を示すものではない。したがって、実際にはもう少し、幕領域としてのつながりをもつ。

幕領村々分布略図

3) 倉敷代官所管下の幕領支配のありよう

図5を参照

18世紀後半以降

経済（金融・商品流通・新田開発）の
中心地としての倉敷の持つ役割は高まる

新田・塩田開発の主体と経営による蓄財
 周辺の土地集積をする＝地主経営の中心
 貸家経営

綿実・魚などの諸商売

周辺の小藩、旗本の財政を握る

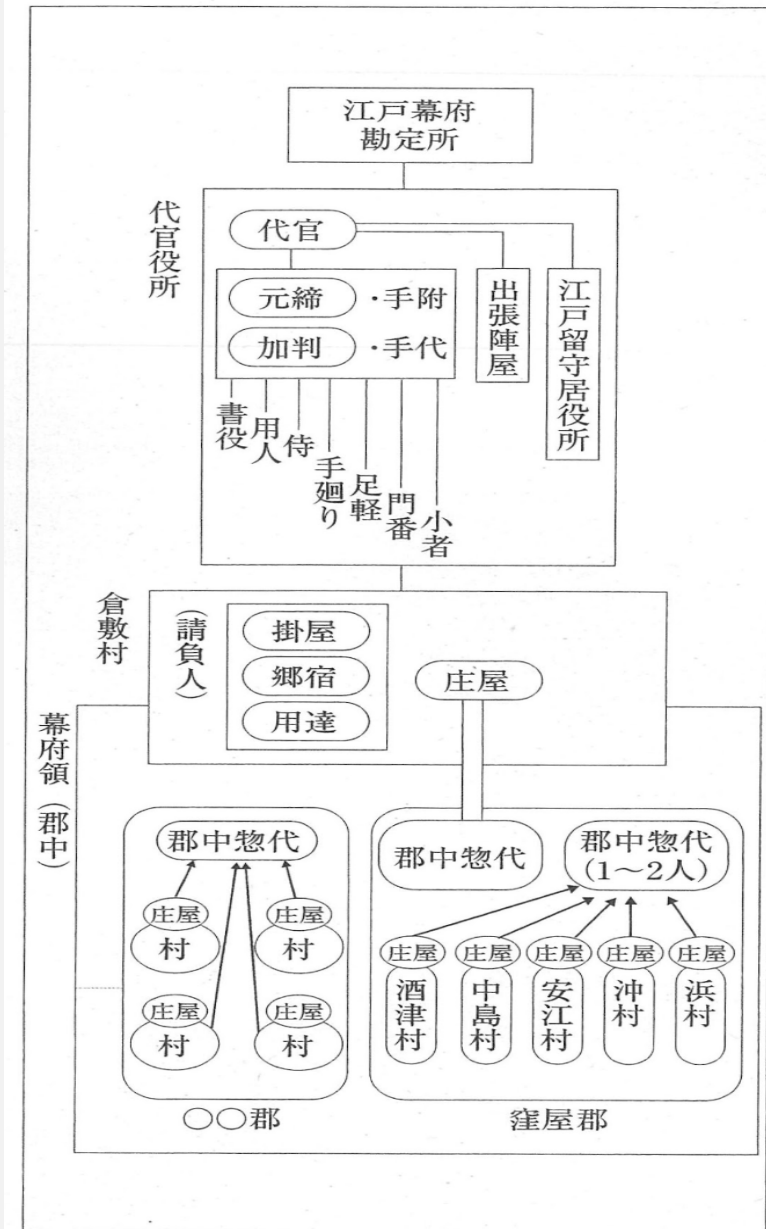
岡山藩（家臣も含めて）などへの献金

藩や村々、個人への「御用金」などの貸し付けによる金融関係

一方で、借家人・奉公人・「日用」や「無宿」も集まる

情報ネットワークの中心

図2-1 倉敷代官役所管下幕府領支配機構概念図



山本太郎
『近世幕
領支配と
地域社会
構造—備
中国倉敷
代官役所
管下幕府
領の研究
—』清文
堂出版株
式会社、
2010 年

3 幕末・維新の動乱期をどのように乗り越えたか

史料2をどう読むか？

1) 2度にわたる長州戦争と備中の幕領

・長州に近い幕府領の中心としての役割

- ① 米や梅干・大根漬・味噌等の食料、兵馬のための秣・大豆・糠などの飼料、薪などの燃料のほか、草鞋などの物資を調達すること
- ② 船を確保して、最前線まで輸送すること
- ③ 戦地では、物資の輸送を担い、こうした物資を利用した炊き出しを行うこと
- ④ 以上のことを担う「夫役人足」（陣夫）とその監督者「宰領」を派遣すること

1000石に5人という「千石夫」の規準を適用 実際はこれよりも少ない
「宰領は」陣夫25人に一人の割合

⇒あらかじめ約束した手当・経費は、幕府側が負けたあとで支払っている

2) なぜ、このような物資や船の調達・陣夫の徴発が可能だったか？

①各郡内の幕領村のまとめり（組合村）ごとに調達・徴発をしている

史料2・表9・表10

⇒その管理業務を行い、経費を書き上げたり、実際に「宰領」として戦地で監督するのは、各郡の幕領の「惣代庄屋」（郡中惣代）たち

⇒日常的（平時）に、郡内の幕領村々の庄屋（村役人）たちと連携しながら「郡中」や「組合村」に関する業務をこなしてきた「惣代庄屋」たちが非常事態（戦争）のときにも機能している

⇒戦争終了後（幕府軍の実質的敗戦にもかかわらず）褒賞の対象とされる

②その中核としての倉敷村の役割も重要

表10

⇒郡中惣代で郡中取締役をも兼ねている（新禄派の代表的存在として倉敷村庄屋を務める）植田武右衛門と郷宿の淀屋七助



表8

第一次長州戦争時における、都宇・窪屋・浅口3郡からの買上諸品およびその代金一覧表

		A		B	C		D	E	
		窪屋郡から買い上げて広島へ運送した諸品および代金		窪屋郡から買い上げて予州松山・讃州高松へ運送した諸品および代金	浅口郡から買い上げて、広島へ運送した諸品および代金		浅口郡から買い上げて予州松山・讃州高松へ運送した諸品及び代金	都宇郡から買い上げて広島へ運送した諸品および代金	
		量	代 金		量	代 金		量	代 金
食料飼料	白米	8石8斗	銀2貫112匁 (1石—銀240匁)	12,420粒 (15樽) 41貫400匁 4斗5升	22石4斗	銀5貫488匁 (1石—銀245匁)	14石3斗1升	15石	銀3貫675匁 (1石—銀245匁)
	梅干	29,000粒	667匁 (1粒—銀2厘3毛)		33,000粒	759匁 (1粒—銀2厘3毛)		6,000粒	138匁 (1粒—銀2厘3毛)
	大根漬	6,000本	828匁 (1本—銀1分3厘8毛)		10,000本 (25樽)	1貫380匁 (1本—銀1分3厘8毛)			
	味噌	80貫目	580匁8厘 (1貫—銀7匁2分5厘1毛)		133貫目	864匁5分 (1貫目—銀6匁5分)			
	菜漬				3,200株 (16樽)	480匁 (1株—銀1分5厘)			
	秣				128貫目	332匁8分 (1貫目—銀2匁6分)	180貫目	600貫目	1貫560匁 (1貫目—銀2匁6分)
	大豆				1石9斗	484匁5分 (1斗—銀25匁5分)			
	糠	1石3斗	65匁 (1石—銀50匁)		4石2斗	210匁 (1石—銀50匁)		2石3斗	115匁 (1石—銀50匁)
	油 (灯油)	2升	292匁1分2厘 (1升—銀14匁6分6毛)		3斗2升6合	448匁2分5厘 (1升—銀13匁7分5厘)			
	真木 (薪)	1,550把	2貫238匁2分 (1把—銀1匁4分4厘4毛)		2,240把	4貫954匁 (1把—銀2匁1分 1把—銀2匁3分)			
燃料	炭	200貫目	408匁6分 (1貫目—銀2匁4厘3毛)		290貫目	621匁 (1貫目—銀1匁9分 1貫目—銀2匁2分5厘)			
	御買上諸道具并船積荷造賃等之内					435匁7分			
船 賃					広島行船賃 内 { 80石積船1艘 75石積船1艘 500石積船1艘 50石積船1艘 80石積船1艘 60石積船1艘	金84両 内 { 8両 7両 50両 5両 8両 6両	予州松山行船賃 80石積船1艘 金8両 讃州高松行船賃 80石積船1艘 金4両		
諸品御買上代、船賃共御渡相成候分		金81両2分 永215文9分 (此銀7貫191匁) 但金1両—銀88匁		金17両3分 永216文6分 (此銀1貫581匁6厘)	金84両と銀16貫457匁7分5厘 (此金187両永19文9分) 合、金271両永19文9分		金58両永181文2分	金62両1分	
史 料		田中家文書四『子年御進発御入用一件留四』所収「子冬御進発ニ付芸州広島江御運送御買上 諸品代金受取証文」(『岡山県史』第26卷)		同左所収「子冬御進発ニ付予州松山讃州高松江御運送諸品御買上代請取証文」	同左 所収「子冬御進発ニ付御運送諸品御買上代并船賃請取証文」「子冬御進発ニ付御賄諸品御運送船賃請取証文」		同左 所収「同 左」	同左 所収「子冬御進発ニ付芸州広島御運送上諸品代金請取証文」	

表9

第一次長州戦争時に窪屋・都宇・浅口3郡から運漕された諸品、船賃の書上および代金請取に際しての郡村々惣代の機能

年月日	村々惣代の機能	村々惣代名
元治2年 5月	浅口・窪屋両郡から買い上げられて、元治元年10月28日に予州松山へ 浅口・窪屋両郡から買い上げられて、元治元年10月28日に讃州高松へ それぞれ運漕された諸品および船賃の書上と	浅口郡阿賀崎新田村 庄屋 安八朗 (郎)
元治2年 5月	元治元年10月27日に広島へ行った船賃の書上 浅口郡から買い上げられて、元治元年11月21日に広島へ 浅口・窪屋・都宇三郡から買い上げられて、元治元年12月3日広島へ それぞれ運漕された諸品および船賃の書上と	浅口郡阿賀崎新田村 庄屋 安八朗 (郎)
慶応2年 8月18日	元治2年1月4日に広島へ行った船賃の書上 窪屋郡から買い上げられて広島へ運ばれた諸品の代金を請取っている	窪屋郡村々惣代 (倉敷村 庄屋助勤 仁左エ門) 濱村 庄屋 富太郎)
慶応2年 8月18日	窪屋郡から買い上げられて、予州松山・讃州高松へ運漕された諸品の代金を請取っている	窪屋郡村々惣代 (倉敷村 庄屋助勤 仁左エ門) 濱村 庄屋 富太郎)
慶応2年 8月18日	浅口郡から買い上げられて広島へ運漕された諸品の代金および船賃を請取っている	浅口郡村々惣代 (阿賀崎新田村 庄屋 三宅安八郎) 片島村 庄屋 健蔵)
慶応2年 8月18日	浅口郡から買い上げられて予州松山・讃州高松へ運漕された諸品の代金および船賃を請取っている	浅口郡村々惣代 (阿賀崎新田村 庄屋 三宅安八郎) 片島村 庄屋 健蔵)
慶応2年 8月18日	都宇郡から買い上げられて広島へ運漕された諸品の代金を請取っている	都宇郡村々惣代 (日畑村 庄屋 儀一郎) 鳥羽村 庄屋 三郎兵衛)

註) 田中家文書「子年御進発御入用一件留四」、「同五」、「同六」『岡山県史』第26巻より作成。

表10

第二次長州戦争後、代官所から褒賞の対象に挙げられた者およびその行動

番号	褒賞の対象者	褒賞の対象となった行動
①	窪屋郡倉敷村 長百姓ニ而 郡中惣代 植田武右エ門 郡中取締役	1. 秣取集運送方 2. 芸州広島表江積廻候御廻米積船雇付方 3. 郡々差出候夫人足操出方 (ママ)
②	窪屋郡 浜 村 庄屋 富太郎 浅口郡 片島村 庄屋 健 蔵	1. 秣取集運送船、広島御廻米積船雇付方 2. 窪屋・浅口郡同所御用人足操出方
③	窪屋郡倉敷村 庄屋助勤 仁左エ門	1. 秣取集方 2. 夫人足操出
④	阿賀郡実村 庄屋助勤 元左エ門	1. 秣取集運送方 2. 広島御用ニ付備中国阿賀・哲多郡夫人足操出 3. 当四月中倉敷村陣屋江賊徒乱入、広島表玉島湊江御軍隊御差向之節、於同所兵糧焚出方世話別段出精
⑤	浅口郡乙嶋村 庄屋 勝太郎 同 阿賀崎新田村 庄屋 三宅安八郎	粮秣運送ニ付地船雇付方 (「倉敷表江御出張不仕候得共、両村并海岸ニ而御進発ニ付、広島表江運送之御廻米秣積船雇付方、於村元格別骨折」)
⑥	阿賀郡下砦部村 庄屋 惣兵衛	阿賀郡広島表江運送之秣取集方
⑦	賀陽郡杉谷村 庄屋 与右エ門	秣取集運送方
⑧	窪屋郡倉敷村 淀屋 七介 (郷宿)	諸世話精勤 (「御進発ニ付芸州広島表江御人数御操出ニ付而は、秣取集粮米一同運送其外同所御用夫人足操出等之御用ニ付、出張之役人江も連々御用弁相成候様格別心配厚及談判候」)

註1) 下線を付した者は、慶応元、二年に郡中惣代を勤めている者である。

2) ②、③、④には何れも「村内治方は勿論平日精勤仕」とか「平日村内治方宜もの」とかあるが、褒賞の対象となる項目欄からは省いた。

3) ③の倉敷村庄屋助勤仁左エ門は、「庄屋大原与兵衛は兼々村用不動、同役大橋平右エ門茂右事変(4月10日の倉敷・浅尾騒動)後は出勤不仕」という状態の中で、窪屋郡惣代の大橋平右エ門に代わって惣代としての機能を果たしたものと考えられる。

4) ⑥の惣兵衛は、慶応二年阿賀郡惣代応助の父親であり、息子に代わって惣代としての機能を果たしていたものと考えられる。

5) ④の元左エ門も、慶応元年(丑)9月27日付で代官所に提出した請書の中では「阿賀郡惣代」とある。

6) 田中家文書「一件書類留其三」所収の「征長時において骨折精勤の者書上」より作成。

3) 幕末維新期の備中

①第二次長州戦争中の倉敷・浅尾騒動

長州第二奇兵隊銃隊長兼書記の立石孫一郎が、隊士約100人を率いて脱走し、慶応2年4月10日に倉敷陣屋を襲撃したのち、浅尾藩の陣屋をも襲い、広島から駆けつけた幕府軍に鎮圧される。

※立石孫一郎：播磨国佐用郡上月村大庄屋大谷家生まれ（恵吉）。

美作国西々条郡二宮村立石正介の養子となり、さらに倉敷村大橋平右衛門の養子となって大橋敬之助を名乗る。

高持たちの入れ札（選挙）で村年寄になったのち、「下津井事件」を起こし（基本的には物価高騰に乗じて私腹を肥やしたとして飯米を購入せざるをえない下層の人びとからの異議申し立てが背景）遁走し、立石孫一郎と名乗って南奇隊（のち第二奇兵隊）に入る。

倉敷村の尊攘派森田節齊から大義名分論を学び、尊攘派の志士と交流。

⇒必ずしも計画的だったかどうかは不明。

膠着状態が続いていた長州戦争のなかで、兵站基地の中心であり、幕府支配の象徴でもある倉敷陣屋を襲撃して、状況を変えたいという意図か

②備中にも波及した「世直し」騒動 全国でも140件を超える

慶応2年5月13日：浅口郡阿賀崎新田村で「米価高騰を背景をした飯米購入者層」による搗米商らの打ちこわし。それ以降、浅口郡上船尾村の打ちこわし、阿賀郡下砦部村での不穏な動きが続き、11月24日には、津山藩領内で起こった「改政一揆」が美作国中に拡大。阿賀崎新田村では、小作人たちによる小作料減免要求、哲多郡田淵村での小前百姓の屯集。

慶応2年12月15日：倉敷の打ちこわし

戦争と不作による物価高騰（とくに米価高騰）に端を発した、都市下層の人びとによる倉敷などの米商人たちの打ちこわし

③慶応3年12月から、翌3月ごろまで断続的に広がる「ええじゃない」 戦争終結と豊作

倉敷村では12月8日ー3月終わりまで、お札や剣先が断続的に降る

おわりに

近世後期の（おそらく18世紀後半、19世紀）備中幕領・美作幕領と
その中心である倉敷からみえるもの

1）地域運営能力の蓄積

組合村一惣代庄屋制による「自主的地域運営」能力の形成（実質的に代官行政を肩代わりし、自主的に地域運営をするという政治文化の形成）

領主（代官）が替わっても年貢を納入することができたことの持つ意味
「年貢村請」⇒「郡中請」

幕末維新期のくるくる変わる支配関係（広島藩か岡山藩か）とその後の
倉敷県・小田県（深津県）・北条県という新たなまとまりのなかで

美作・備中地方は近世後期以降、典型的な非領国地域であり、替わる領主のもとで、支配関係をともしにする村々（領主制原理）が、幕府や個別領主の公的役などの「御用」を担ってきた。

「御用請負」を専門に商売として行う御用達や、年貢金納入や公金貸し付けを含めた代官所・郡中関係の金銭出納出を担う掛屋、触れの仲介や嘆願・訴訟の際の取り次ぎをも行う郷宿などを一方で生みつつも、村―組合村―郡中という各レベルで、代官所委任「御用」事務（雑務）を担ってきた。

同時に、郡中・組合村・村に関わるることについて、その共通の利害をできる限り低い費用でまもり続けた（公共性）。

組合村や郡中の編成が変わっても、藩領から幕領になっても、継承し続けた。郡中入用・組合村入用は、そのような活動をすることによって生じた必要経費でもあった。

①なぜ、「公共性」を持つ地域社会運営が可能だったか？

下からの運動の持つ意味が大きい

18世紀半ば以降、全国的にも勃発する村方騒動（村政民主化運動）
年貢・村入用算用や世襲的で権威的な村政への抵抗
村政に参加する人びとが拡大する

⇒「新禄古禄騒動」もその典型

さらに、この村方騒動による村役人層の交替・拡大や村人の負担となる年貢や村入用算用・割付にかかわる帳簿の公開、その過程への参加の機会拡大を踏まえた

幕領での組合村騒動⇒郡中騒動

18世紀後半以降、村の中から生まれる「自主的な地域運営」への願望と能力の獲得の動き

=教育の普及や情報の共有、地域文化形成の問題でもある

言わば自律的に地域社会を運営するためには、村役人やその地域の惣代を勤める者たちにとっては、自ら、あるいは子弟をトレーニングすることが必要となっただけではなく、教育の機会を開くことでその担い手を拡大することが必要になった。それでも、「筆算」のレベルでの差は、すぐには解消できなかったようである（村役人の持つ文化的ヘゲモニーの問題）。その弊害は、とくに村役人を世襲的に続ける場合、顕著になった。そのため、惣代や村役人が果たすべき役割の継承を重視する家では、これはと思う人物を養子にして家を継承するという手段を採ることも少なくなかった。また、**18世紀末以降ひ、各地で頻発するようになる、運営の民主化を求める村方騒動・組合村騒動・郡中騒動の展開**も、それぞれのレベルでの運営の担い手を拡大する方向に向かった。

②（倉敷に話を戻すと）倉敷代官所による備中・美作・讃岐幕領支配の中心としての倉敷の果たした役割（倉敷村を運営する村役人層の力量の問題）

宝暦3（1753）年から天保12（1841）年におよぶ、新禄古禄騒動という経験とその成果としての村の運営

⇒義倉を運営する（資金を確保する）能力を持つ者が運営する

- ・さまざまな情報を集約でき、発信できる能力
=情報ネットワークの中心

大坂の貨幣相場および大坂の掛屋が入手した京・大坂の政治・社会情勢などが共有できる + 人的な拡がりとも関わ
るが、武士たちとも交流している

- ・人的関係の拡がり 郡中惣代層の人的拡がりと重なる
婚姻、縁戚関係（養子関係）も含めて 「立石孫一郎」の場合

2) 明治以降につながる動き

①地域的入用の「平等な」負担と合理的な運営

地域社会は、近世には支配関係の、明治以降は村をとりまく関係（行政区画）の幾多の改変にもかかわらず、自らに深く関わる入用については、**自らが自分たちのために支出し、総額を確定してから自ら負担し続ける（徴集する）**。本来のtax payerの論理につながる＝自分たちにとって必要な公共的事業に要する経費は自分たちで負担する。

少なくとも、明治5年までは確実に従来の重層的な入用制を踏襲している。
大区・小区でも、会所制（のち会議所）の持つ役割は大きい。民会は各地で性格が異なるが、それでも公選の議員による会議は、民費をめぐる議論の比重が高い。明治11年以降の郡区・町村制のなかでも、地方税を決める権限は重要な意味を持ち続ける。

②自由民権運動へ

自由民権運動のなかでも、会費の使用項目や額などの決め方は、近世の村や地域社会で培ってきた方法をそのまま継承する。

組織の仕方も署名の集め方も近世以来のやり方（村ぐるみ）と密接に関わる。

美作や備中で19世紀に起こった民衆運動は、この「地域社会の運営をめぐる民主化」という点で共通し、あるいは一気に推し進めることになったという点では、とくに変革期には大きな意味を持ったといえよう。民会や自由民権運動は、担い手の面でも次の担い手を育てるという点でも、その組織のしかたも運営のありかたも、こうした運動の延長線上にあったということができる。

3) 自主的に地域を運営する政治文化の蓄積を根底で支えたもの

主に地主経営などで蓄財し、周辺の大名・旗本への貸し付け・献金をも可能にした経済力（政治力でもある）の蓄積、という点が前提

しかし、それだけではない

⇒郡中や倉敷村の運営を担うことで蓄積した政治的能力

⇒義倉という、地域社会を根本で支える救恤活動と地域社会との関係

⇒教諭所運営や森田節齋という「過激な」尊皇攘夷派のイデオログを村周辺に呼び寄せ、教育をもさせるだけの見識

⇒教育文化面での先進性　さまざまな文化活動

⇒明治以降、地域からの殖産興業を推進し、地域政治へ積極的に関与することにつながる　＝倉敷が育んだ「進取の気性」へ

ご静聴ありがとうございました。

歴博の屏風桜





①れきはくって
どんなところ？



先史・古代展示リニューアル

[illegible][illegible]



第1展示室





第1展示室



第1展示室



第1展示室



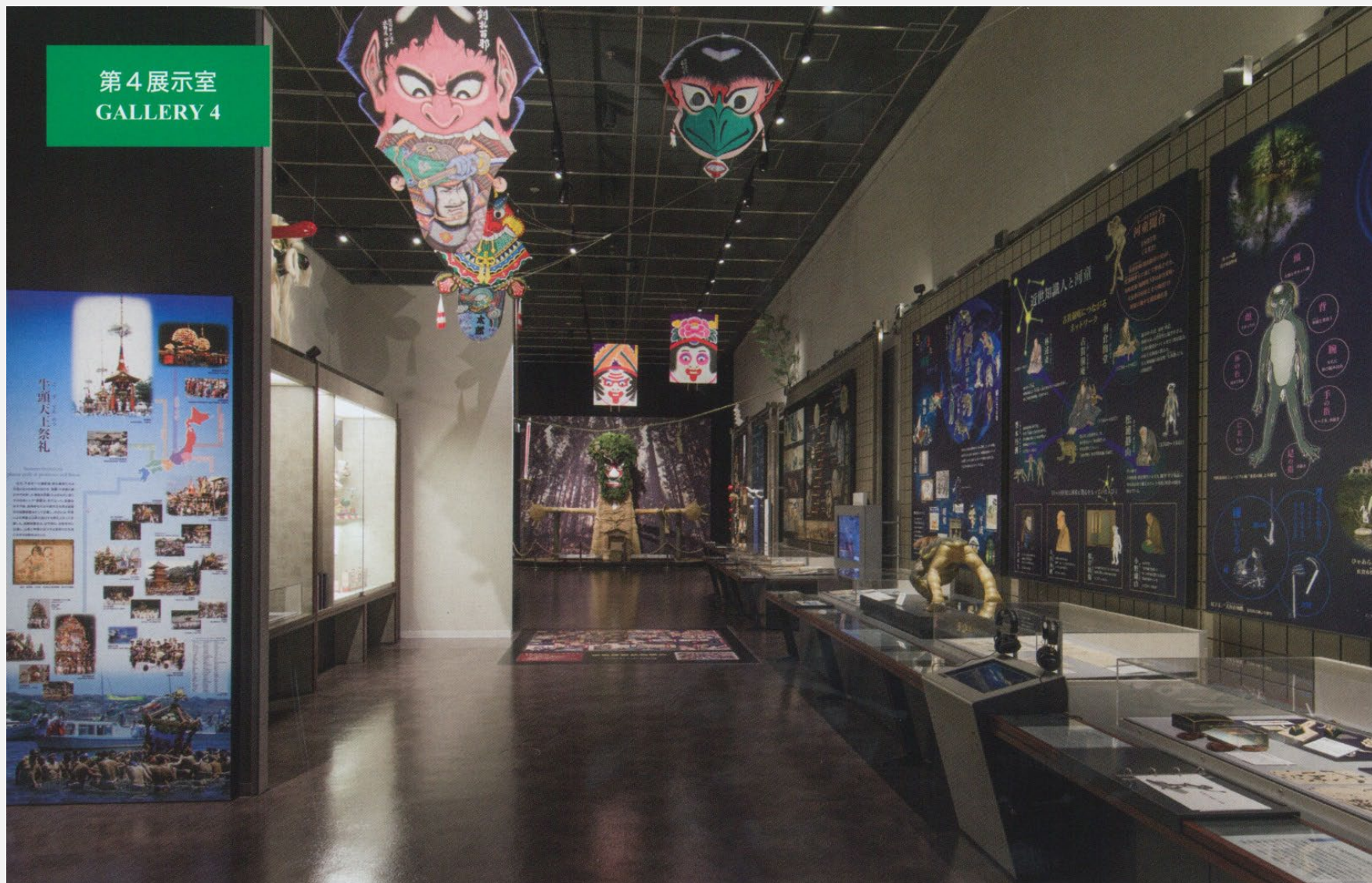
第2展示室



第3展示室



第4展示室



第5展示室



第6展示室



くらしの植物苑



企画展示（年3回）

Revisiting Siebold's Japan Museum

没後150年の里帰り、
 ミュンヘン五大陸博物館から

よみがえれ！
**シーボルトの
 日本博物館**

平成28年度国際企画展示

2016 7.12 tue → 9.4 sun

会場：国立歴史民俗博物館 企画展示室 A・B 休館日：7月19・25日、8月1・8・22・29日
 開館時間：9時30分～17時（入館は閉館30分前まで）
 主催：人間文化研究機構、国立歴史民俗博物館、朝日新聞社
 企画連携：公益財団法人東京歴史文化財団 東京都江戸東京博物館、長崎歴史文化博物館、名古屋博物館、
 国立民族学博物館 特別協力：ミュンヘン五大陸博物館、Brandenburgische Museen
 協賛：全日本空輸
 協賛：Brandenburgische Museen, Museum First Kontinent

よみがえれ！
**シーボルトの
 日本博物館**

ドイツ人の医師・博物学者で、19世紀に二度にわたり来日したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトは、日本の自然や生活文化に関わる膨大な資料を収集し、ヨーロッパに持ち帰りました。帰国後には、『日本 Nippon』を初めとする著書の刊行のみならず、コレクションによる博物館展示を熱心におこない、日本を紹介しています。本企画展示では、ミュンヘン五大陸博物館が所蔵するシーボルト・コレクションを初めて本格的に紹介するとともに、シーボルトが構想した日本博物館の実態に迫ります。

※期間中、換気扇を稼働します。 ※展示場所 Siebolds-Zeppelin Family Archives, Museum First Kontinent

アムステルダムにおける展示風景

模型の家屋模型

浴衣（長崎くみり衣装）

茶室職工の道具

「フローラ・ヤポニカ」よりタケノコ

板橋屋敷の模型

■関連行事

国際シンポジウム 会場：当館講堂
 「シーボルト・コレクションから考える」
 7月30日（土）13:00～16:30
 ※事前申し込みが必要です。聴講無料・定員260名

○申込方法 当館ホームページの申込フォームまたは往復はがきで申し込みください。
 ※2ヶ月前から前々日まで受付。定員に達した時点で締め切ります。
 ・申込フォーム 当館ホームページトップページ・お知らせ→国際シンポジウム「シーボルト・コレクションから考える」をご覧ください。
 ・往復はがき 「国際シンポジウム「シーボルト・コレクションから考える」参加希望」と題記のうえ、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記入し下記まで申し込みください。
 国立歴史民俗博物館 研究協力課企画・渉外係
 〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117番地

歴博講演会 会場：当館講堂
 第390回歴博講演会
 「書簡が語るシーボルト像」
 7月9日（土）13:00～15:00 講師 宮坂 正英（長崎純心大学教授）
 第391回歴博講演会
 「シーボルト・コレクションにおける漆工芸」
 8月13日（土）13:00～15:00 講師 日高 薫（当館情報資料研究系教授）
 ※事前申し込みは不要です。聴講無料、先着順（定員260名）

ギャラリートーク
 日程等については、当館ホームページをご覧ください。

■交通案内

○京成電鉄線利用の場合：京成上野駅から京成佐倉駅（京成本線經由特急利用の場合約55分）下車、バス約5分（一部道路バスあり）または徒歩約15分
 ○JR線利用の場合：東京駅から総武本線佐倉駅（快速利用の場合約60分）下車、バス約15分（一部道路バスあり）
 ○自動車利用の場合：東関東自動車道 四街道ICまたは佐倉ICから約15分、国道296号線沿い（無料大駐車場完備）

■入館料

一般	830円（560円）
高校・大学生	450円（250円）

○小・中学生は入館料無料
 ※1. 内容は20名以上の団体料金、組合展示を合わせてご覧にされます。
 ※2. 毎週土曜日は、高校生入館料・入館料無料・障害者手帳等保持者は、手帳提示により介護者とともに入館料・入館料無料

■お問い合わせ
 パソコン・スマートフォン
 03-5777-8600（8時00分～22時00分）
 ゼクキはホームページ
<http://www.rekihaku.ac.jp/>

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館
 National Museum of Japanese History
 〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117番地

同時開催中
 くらしの植物苑特別企画「伝説の朝顔」 7月26日（火）～9月11日（日）
 会場：国立歴史民俗博物館くらしの植物苑（歴博本館から佐倉城址公園内を徒歩約10分）
 入館料：大人100円、高校生50円、小中学生は無料
 開館時間：9:30～16:30（入館は16:00まで）、ただし、8月15日（月）～8月21日（日）は8:30開館

くらしの植物苑の特集展示

苗の有償頒布

720の品種で約1000鉢の苗を今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。

種類	期間	時間	価格
桜草	4月9日(火)~5月6日(月・祝)	9時30分~12:30分	1鉢1000円
各種草	5月26日(月)	9時30分~12:30分	1鉢1000円
胡蝶	6月6日(土)~2月29日(土)	9時30分~12:30分	1鉢1000円
古草	7月6日(土)~7月21日(土)	9時30分~12:30分	1鉢1000円
サザンカ	11月10日(土)	9時30分~12:30分	1鉢1000円

伝統の桜草

江戸時代中期以後(江戸・明治・大正・昭和)に作られた桜草を、今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。

江戸時代中期以後(江戸・明治・大正・昭和)に作られた桜草を、今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。

観覧会

5月25日(土) 13:30~15:30
【おもしろい花と菜の花の多様性】
講師 近 藤 一 郎 (東京大学名誉教授)

6月22日(土) 13:30~15:30
【江戸時代以後の植物の多様性】
講師 松地 真 (京都大学名誉教授)

7月27日(土) 13:30~15:30
【明治24年の皇居の花見】
講師 横山 百合子 (東京大学名誉教授)

8月21日(土) 13:30~15:30
【新しい植物】
講師 仁田 英二 (岡山大学名誉教授)

みどろの紹介

【伊勢田ラン】5月10日~6月4日
【ベニバナ】6月10日~7月上旬
【ワシ・ヒメワシ】8月

※花壇には、桜草の苗が植えられています。桜草の苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。この苗は、約1000鉢の苗を今春で最後としている。

次回の特別企画

くらしの植物苑 春の企画
「伝統の桜草」
2019年7月30日(火)~9月8日(土)
観覧券 7月30日(火) 11:00~

同時開催中

【総合展】第1回「先史・古代」3月19日(火)~4月14日(土)
【企画展】第1回「正倉院文庫展の特別公開」2019年3月19日(火)~5月12日(土)
第2回「変わりゆく結婚式と近代化」2019年5月12日(土)~2019年5月12日(土)

67

②国内の歴史文化資料の保全と活用 「総合資料学」

お手元のリーフレットと
 ニュースレターをご参照ください。



大学・博物館・地域社会に残る歴史資料の把握が前提
 →保全体制（自然災害に強い資料保全体制）の構築
 →活用
このままだと、消滅する資料も少なくない

- ・「歴史文化資料保全のための大学・大学共同利用機関間ネットワーク事業」

[illegible]

◆ ネットワーク事業からのお願い ◆

私たちは、大学に所蔵する歴史文書資料の保全ネットワークを構築し、資料が古物郵便で送られることで、その運賃負担を軽減し、資料の保存、活用を研究の基となるべく延べたい。この実現に向けて、協賛機関にお願いする。目的の共有や、関係連携の支援をお願いいたします。

また、それらのネットワークは、難し、情報はネットワーク化を伴うことでも、民間の資料保全（資料）サービスに対する需要を拡大し市場を開拓しています。

資料が、ウェブ上でアクセス可能な状態に保たれ、このネットワークは迅速な対応をします。多くの関係機関の協力、連携をお願いいたします。

〒285-8502 千葉県佐幕市城内町117
 国史資料館所蔵文書資料保全ネットワーク事務局
 [t e l] 043(486)4225
 [m a i l] pres-network@rekihaku.ac.jp
 [w e b] http://pres-network.jp/

2020.03.05

**歴史文化資料保全の
大学・共同利用機関
ネットワーク事業**

— 歴史がむすぶ地域と大学 —

京都府立総合資料館
Rides
京大文学部東洋学系
独立歴史民俗学館
Rindai Museum of Anthropology History

神戸大学大学院文学研究科・文学部
SCHOOL OF GRADUATE STUDIES Faculty of Letters, Kobe University



「大学」が地域の
歴史を通して
地域社会を
創成する

地域の大学を核とする
歴史文化資料のネットワークをつなぐことで

- 1 所在情報を含む資料情報を全国的に把握し、歴史文化資料保全のための相互支援体制を確立します。
- 2 歴史文化研究分野における教育・人材育成とのための環境・方法論を整備します。
- 3 地域社会における歴史文化の継承と創成に向けた大学の機能強化に貢献します。

地域歴史文化の継承と創成

教育プログラム開発・人材育成(学生/公職講座)
地域歴史文化の正しい理解の発信
(歴史/民俗等をも含めた人材)

災害時の資料保全体制の支援

地域の資料情報を用いた歴史文化研究
調査・研究成果を可視化して還元
地域社会のグランドデザインへの貢献

地域の大学 (地域社会の知的中核)

共同開発・共同実施
アクティブラーニング向け
施設の提供

資料情報の共同利用
システムを公開
地域歴史文化の研究基盤
構築を支援

資料情報の提供
(バックアップ)

資料保全の実地支援
資料学報に基づく助言

歴史文化資料保全の
大学・共同利用機関ネットワーク

文化遺産 奈良
全国歴史資料系
ネットワーク協議会

全国歴史資料系
博物館協議会

③日本関連在外資料の調査・研究と展示

・シーボルト父子関係資料の調査・研究

ヴュルツブルグ・ボーフム大学・ブランデンシュタイン家

・ミュンヘン五大陸博物館・ウィーン世界博物館など

→企画展示「シーボルトの日本博物館」（歴博ほか2018年5月ー）へ

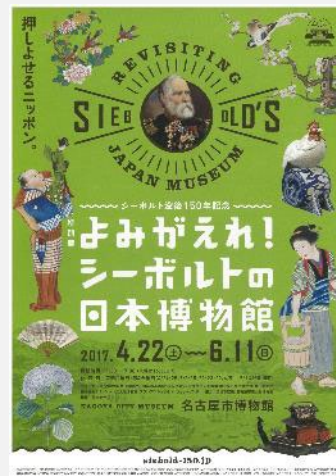
2019年10月～ ミュンヘン五大陸博物館で特別展示予定

2020年2月～ ウィーン世界博で特別展示予定

シーボルト次男ハインリッヒの収集資料約5000点の調査)



国立歴史民俗博物館
2016. 7. 12-9. 4



名古屋市博物館
2017. 4. 22-6. 11



国立民俗学博物館
2017. 8. 10-10. 10



東山動植物園開演80周年
特別展「シーボルトと伊藤圭介」東山動植物園
2017. 5. 23-6. 4